

**別海町**  
**高齢者保健福祉計画及び**  
**第8期介護保険事業計画**  
令和3年度～令和5年度

**高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持てる、  
つながりのある地域社会の構築**

**令和3年3月**  
**別海町**



# 目次

## 第1章 計画の概要..... 3

1. 計画の位置付けと役割 ..... 3
  - (1) 計画策定の背景 ..... 3
  - (2) 法的根拠について ..... 4
  - (3) 計画の位置付けについて ..... 5
2. 計画の期間 ..... 6
3. 計画の策定体制 ..... 6
  - (1) 高齢者に関する町民アンケートの実施 ..... 6
  - (2) 計画策定委員会等の開催 ..... 6
4. 日常生活圏域の設定 ..... 7

## 第2章 高齢者を取り巻く環境 ..... 11

1. 人口構成 ..... 11
2. 人口の推移 ..... 12
3. 要介護認定者の推移 ..... 13
4. 高齢者に関する町民アンケート調査 ..... 14
  - (1) 調査目的 ..... 14
  - (2) 調査概要 ..... 14
  - (3) 配布・回収状況 ..... 14
5. 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査の結果概要について ..... 15
6. 在宅介護実態調査の結果概要について ..... 21
7. 介護サービスの利用状況 ..... 33
  - (1) 介護予防サービス ..... 33
  - (2) 介護サービス ..... 34
  - (3) 介護保険給付費の状況 ..... 35
8. 人口及び要介護認定者数の将来推計 ..... 37
  - (1) 高齢者人口の推計 ..... 37
  - (2) 要支援・要介護認定者数の推計 ..... 38
  - (3) 認知症高齢者数の推計 ..... 39

## 第3章 計画の目標及び基本理念..... 43

1. 令和7年までに目指す姿 ..... 43
2. 地域包括ケアシステムの5つの構成要素 ..... 44
3. 計画の基本理念 ..... 45
4. 基本目標 ..... 46
5. 施策の体系図 ..... 47

## 第4章 施策の展開..... 51

1. 基本目標1 生きがいを持ち、積極的に社会参加できる環境づくり ..... 51
  - (1) 交流機会・生きがいつくりの充実 ..... 51
  - (2) 高齢者の社会参加の推進 ..... 52
2. 基本目標2 高齢者の健康づくり ..... 53

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 健康づくりの推進 .....                | 53 |
| (2) 高齢者保健サービスの充実 .....            | 53 |
| (3) 介護予防・生活支援サービスの充実 .....        | 54 |
| 3. 基本目標 3 安心して生活できる環境づくり .....    | 57 |
| (1) 生活を支援するサービスの充実 .....          | 57 |
| (2) 高齢者権利擁護体制の充実 (包括的支援事業) .....  | 60 |
| (3) 地域包括支援センターの充実 (包括的支援事業) ..... | 61 |
| (4) 高齢者の見守り体制の充実 .....            | 62 |
| (5) 災害時における避難行動要支援者支援体制の推進 .....  | 62 |
| (6) 在宅医療・介護連携の推進 (包括的支援事業) .....  | 63 |
| (7) 認知症支援対策の充実 (包括的支援事業) .....    | 63 |
| (8) 生活支援体制の整備 .....               | 67 |
| (9) 災害や新感染症対策への備えについて .....       | 68 |
| 4. 基本目標 4 介護サービスの充実 .....         | 69 |
| (1) 居宅サービスの充実 .....               | 69 |
| (2) 地域密着型サービスの充実 .....            | 69 |
| (3) 施設サービスの充実 .....               | 69 |
| (4) 地域支援事業の充実 .....               | 70 |
| (5) 介護サービスの質的向上と業務の効率化 .....      | 70 |
| (6) 介護給付適正化事業 (任意事業) .....        | 71 |

## 第5章 介護保険事業計画 ..... 75

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 1. 居宅サービス .....                              | 75 |
| (1) 訪問介護・介護予防訪問介護 (ホームヘルプ) .....             | 75 |
| (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 .....                  | 75 |
| (3) 訪問看護・介護予防訪問看護 .....                      | 76 |
| (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション .....        | 76 |
| (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 .....              | 76 |
| (6) 通所介護・介護予防通所介護 (デイサービス) .....             | 77 |
| (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア) ..... | 77 |
| (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) .....    | 77 |
| (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 .....              | 78 |
| (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 .....                 | 78 |
| (11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費 .....           | 78 |
| (12) 住宅改修 .....                              | 79 |
| (13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 .....       | 79 |
| (14) 居宅介護支援・介護予防支援 .....                     | 79 |
| 2. 地域密着型サービス .....                           | 80 |
| (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 .....                   | 80 |
| (2) 夜間対応型訪問介護 .....                          | 80 |
| (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 .....          | 80 |
| (4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 .....        | 80 |
| (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 .....      | 80 |
| (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護 .....                   | 81 |
| (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 .....               | 81 |
| (8) 看護小規模多機能型居宅介護 .....                      | 81 |
| (9) 地域密着型通所介護 .....                          | 81 |
| 3. 施設サービス .....                              | 82 |
| (1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) .....               | 82 |
| (2) 介護老人保健施設 .....                           | 82 |
| (3) 介護療養型医療施設 .....                          | 82 |
| (4) 介護医療院 .....                              | 82 |
| 4. 介護保険給付費の推計 .....                          | 83 |
| (1) 介護保険料の算定方法 .....                         | 83 |
| (2) 介護予防サービス給付費 .....                        | 84 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| (3) 介護サービス給付費.....                  | 85 |
| (4) 保険給付費等の見込み.....                 | 86 |
| (5) 介護給付等に係る事業費と、地域支援事業費の財源構成.....  | 87 |
| (6) 所得段階別被保険者数の推計（第1号被保険者）.....     | 88 |
| (7) 第1号被保険者の保険料推計.....              | 89 |
| (8) 第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料..... | 90 |

## **第6章 計画の推進に向けて ..... 93**

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 町民・地域・行政等の連携.....           | 93 |
| 2. 町民意識の啓発と地域福祉の推進.....        | 93 |
| 3. 推進体制の整備.....                | 93 |
| 4. 地域包括支援センターの運営.....          | 93 |
| 5. 令和7年度の予測.....               | 94 |
| 6. PDCA サイクルによる進行管理と評価・点検..... | 94 |

## **資料編 ..... 97**

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 別海町介護保険事業計画等策定委員会条例..... | 97  |
| 2. 別海町介護保険事業計画等策定委員.....    | 99  |
| 3. 策定経過.....                | 100 |



# 第 1 章 計画の概要

---





# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の位置付けと役割

### (1) 計画策定の背景

高齢化が進む中、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。

本格的な人口減少社会の到来を迎えた我が国において、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和元年10月1日現在28.4%と過去最高を更新しています。令和7年には、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となり、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上になる予想など、我が国の高齢化は、今後さらに進展し、医療や介護の需要も増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」をできるようにするため、国は、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7年までに、地域特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を自治体等に求めています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが課題となっています。

別海町では、令和2年10月1日現在高齢化率が28.1%となっており、北海道の令和2年1月1日現在高齢化率31.7%と比べれば低い水準ですが、国の平均的な高齢化率と同程度と想定されます。

「別海町 高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（以下、「前計画」と言う。）は、「高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持てる、つながりのある地域社会の構築」を基本理念に掲げ、施策を進めてきました。

地域包括ケアシステム構築の入口として、平成30年度から、多様な主体による介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」と言う。）を本格的に開始しています。

別海町では、令和7年度を見据え、中長期的な視野で、第6期、第7期計画から取り組んできた施策を第8期計画でも引き続き推進するとともに、これまでの実績を踏まえ、別海町の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進をしていくため、「別海町 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定します。

出典：内閣府令和2年版高齢社会白書、北海道の高齢者人口の状況（市町村別）、  
厚労省第8期基本指針

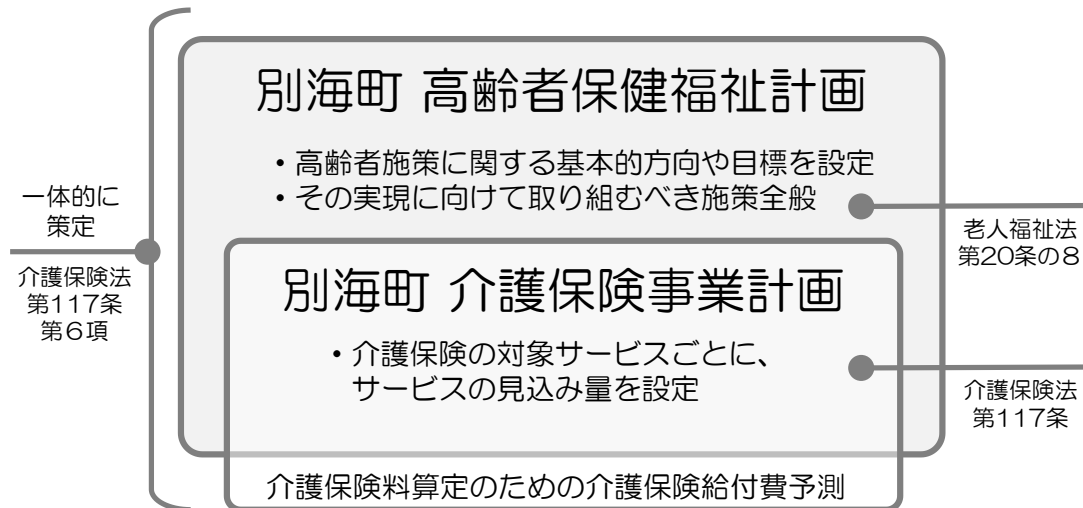
## (2)法的根拠について

「別海町高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」にあたる計画であり、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

「別海町介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づき、介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。

本計画は、この二つの計画を、介護保険法第117条第6項の規定により一体的に策定するものです。

### ▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



＝根拠法令（抜粋）＝

#### 老人福祉法第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

#### 介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

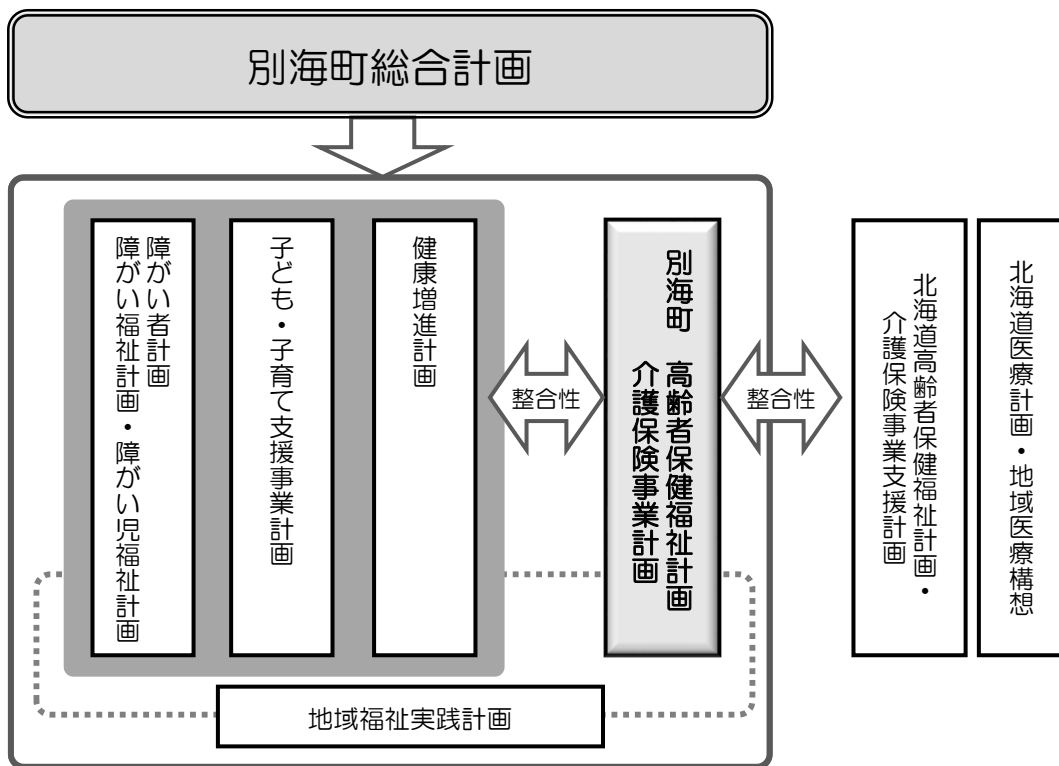
### (3)計画の位置付けについて

本計画は、「別海町総合計画」を上位とする分野別計画として位置付けます。

本計画で深化・推進を目指す地域包括ケアシステムは、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方に基づくものです。このことから、地域福祉実践計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども子育て支援事業計画、健康増進計画など、町の関連する計画と整合を図りながら策定します。

また、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「北海道医療計画・地域医療構想」とも整合を図り策定します。

#### ▼ 関連計画との整合



## 2. 計画の期間

本計画は、国の基本指針に沿って、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年の計画です。本計画では、平成30年3月に策定した計画を見直し、令和3年度からの高齢者に関する各種の福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、達成すべき目標・施策等を定めます。

▼ 計画期間

| 平成<br>27年度<br>(2015<br>年度) | 平成<br>28年度<br>(2016<br>年度) | 平成<br>29年度<br>(2017<br>年度) | 平成<br>30年度<br>(2018<br>年度) | 令和<br>元年度<br>(2019<br>年度) | 令和<br>2年度<br>(2020<br>年度) | 令和<br>3年度<br>(2021<br>年度) | 令和<br>4年度<br>(2022<br>年度) | 令和<br>5年度<br>(2023<br>年度) | 令和<br>6年度<br>(2024<br>年度) | 令和<br>7年度<br>(2025<br>年度) |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第6期計画                      |                            |                            | 第7期計画                      |                           |                           | 第8期計画                     |                           |                           | 第9期計画                     |                           |
|                            |                            | 改訂<br>年度                   |                            |                           | 改訂<br>年度                  |                           |                           | 改訂<br>年度                  |                           |                           |
| 令和7年度を見据えた中長期的な取り組み        |                            |                            |                            |                           |                           |                           |                           |                           |                           |                           |

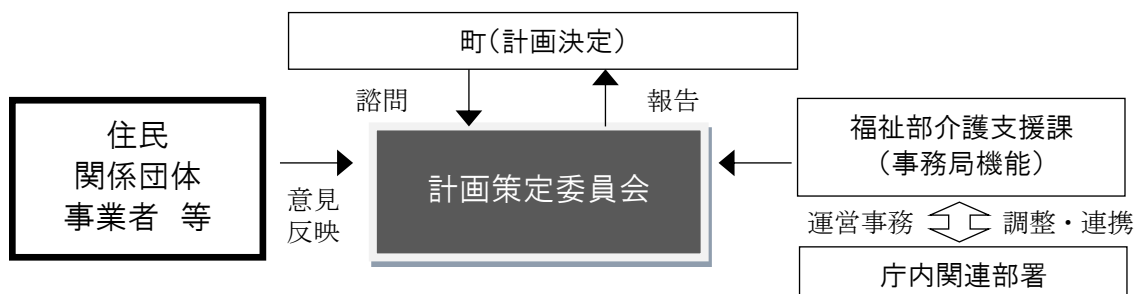
## 3. 計画の策定体制

### (1) 高齢者に関する町民アンケートの実施

本計画の策定にあたり、高齢者に対する生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から高齢者の状況やニーズを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、要介護・要支援認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するため「在宅介護実態調査」を実施しました。結果の概要は第2章「4. 高齢者に関する町民アンケート調査」に掲載しています。

### (2) 計画策定委員会等の開催

本計画の策定にあたり、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等の参画による「別海町介護保険事業計画等策定委員会」において、計画内容に関する審議を行いました。また、町民の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。



## 4. 日常生活圏域の設定

---

地域包括ケアシステムの構築単位として想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本町では、地域間の距離や人口分布の状況、普段高齢者が利用している公共施設、集会施設などをはじめ、圏域内の医療機関や介護（予防）サービス事業所の配置の状況や利用時の利便性、また地域性や地域内での近隣との関わりなどを総合的に判断し、下記のとおり前計画と同様の3区域の日常生活圏域設定とし、地域包括ケアシステムの深化、推進に努めます。

- ①中央（別海、奥行、豊原、上風連、中西別、中春別、美原）
- ②西（西春別、西春別駅前、泉川、大成、本別、上春別）
- ③東（尾岱沼、床丹、本別海、走古丹）



## 第2章 高齢者を取り巻く環境

---





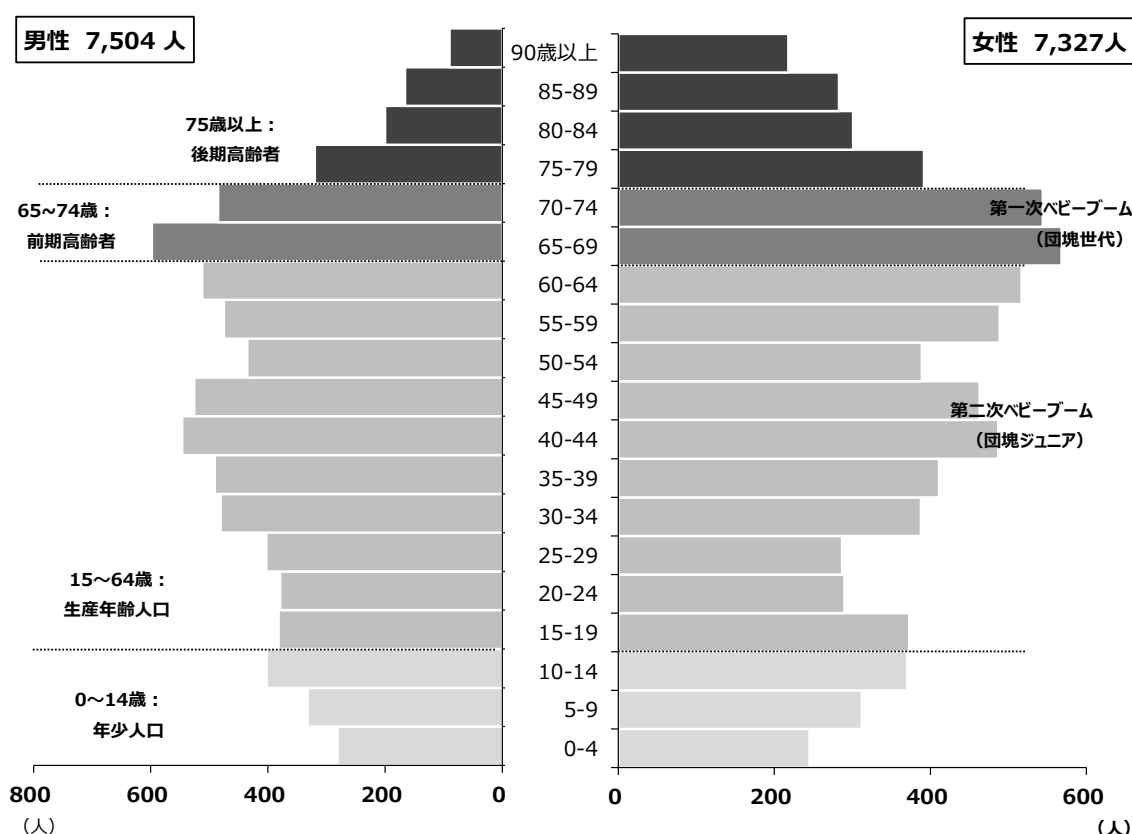
## 第2章 高齢者を取り巻く環境

### 1. 人口構成

本町の人口は、令和2年10月1日現在、男性が7,504人、女性が7,327人、計14,831人となっています。年齢別にみると、いわゆる団塊の世代が大きなピークを示し、生産年齢人口の中では団塊ジュニア世代も一つのピークを形成していることがわかります。

現在国が注視している課題、後期高齢者が増加する令和7年、さらに団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年への対応については、本町でもほぼ同じ状況で求められることになると考えられます。

#### ▼ 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）

## 2. 人口の推移

総人口は平成27年の15,715人から令和2年14,831人へと884人減少しています。一方で、高齢者人口は同期間に364人増加しており、結果として高齢化率が上昇しています。

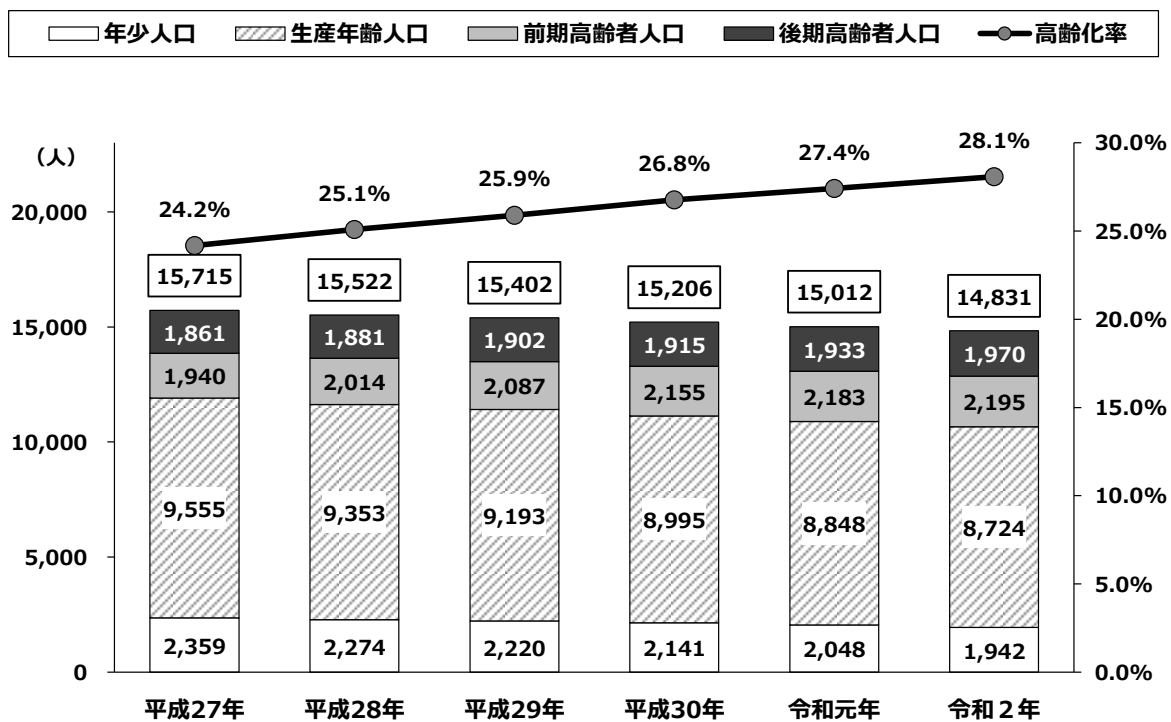
高齢者人口の内訳をみると、平成27～平成30年にかけて前期高齢者(65～74歳)が大きく増加していることがわかります。次に大きな動きが現れるのは、本町で大きな人口集団であるこの層が後期高齢者へと移る令和4～7年頃と考えられます。

### ▼ 人口の推移

単位：人

|       | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口   | 15,715 | 15,522 | 15,402 | 15,206 | 15,012 | 14,831 |
| 高齢者人口 | 3,801  | 3,895  | 3,989  | 4,070  | 4,116  | 4,165  |
| 前期高齢者 | 1,940  | 2,014  | 2,087  | 2,155  | 2,183  | 2,195  |
| 後期高齢者 | 1,861  | 1,881  | 1,902  | 1,915  | 1,933  | 1,970  |
| 高齢化率  | 24.2%  | 25.1%  | 25.9%  | 26.8%  | 27.4%  | 28.1%  |

### ▼ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

### 3. 要介護認定者の推移

要介護（支援）認定者数は、平成27年の655人から平成29年の686人まで、おおむね増加の傾向にあります。平成30年に一旦認定者数・認定率が下降しました。この時期、いわゆる団塊の世代が65歳に到達して高齢化率は上昇したものの、認定率の低い元気な高齢者が増えたことで、一時的に認定率が下降したと考えられます。

要介護（支援）度別認定者数をみると、要介護2が増加傾向にあります。

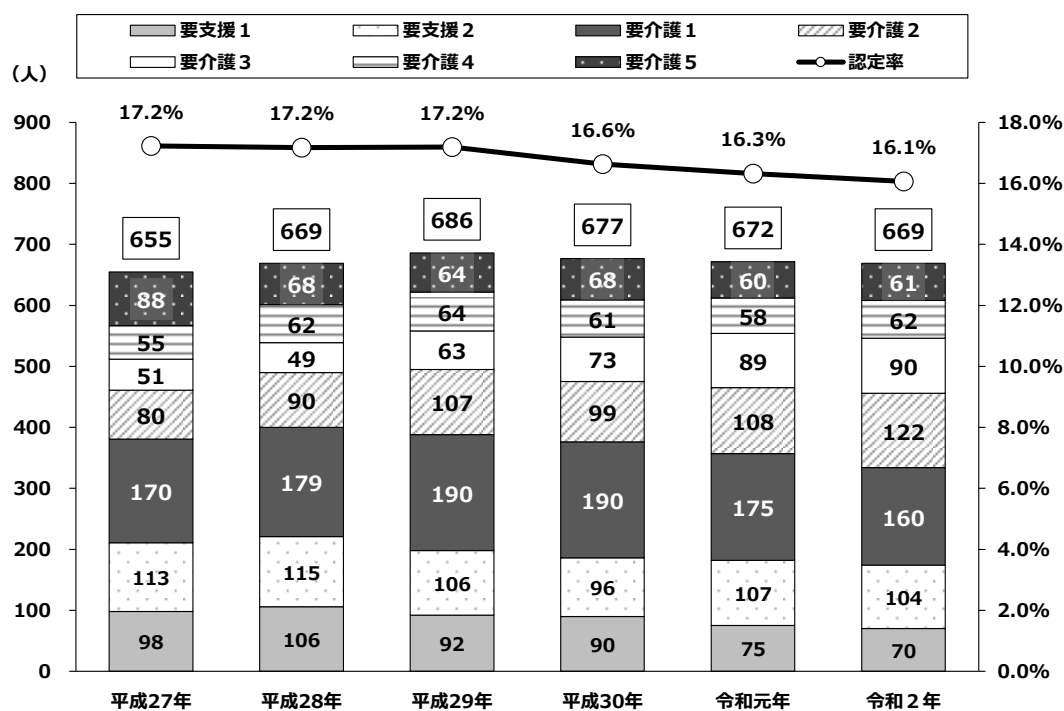
#### ▼ 認定者の推移

単位：人

|       | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者人口 | 3,801 | 3,895 | 3,989 | 4,070 | 4,116 | 4,165 |
| 認定者数  | 655   | 669   | 686   | 677   | 672   | 669   |
| 認定率   | 17.2% | 17.2% | 17.2% | 16.6% | 16.3% | 16.1% |

※令和2年は見込み値

#### ▼ 認定者の推移



※令和2年は見込み値

資料：介護保険事業報告（第1号被保険者）（各年度10月分）

## 4. 高齢者に関する町民アンケート調査

### (1) 調査目的

本計画策定にあたり、本町では令和2年度に、高齢者や地域の課題をよりの確に把握するため、二つの町民アンケートを行いました。

#### 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向け、要介護状態になるリスクの発生状況、要介護状態になるリスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から、社会資源の把握等を行うことを主な目的としたもので、国の提示による調査票に町独自の設問を追加して実施しました。

#### 在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」は、要介護者の在宅生活の継続や、主な介護者への支援に有効な介護サービスのあり方を検討することを主な目的としたもので、国の提示による調査票に町独自の設問を追加して実施しました。

### (2) 調査概要

#### ① 調査対象者

##### ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

町内にお住まい（令和2年6月1日現在）の65歳以上で、「要支援・要介護認定を受けていない方」の中から無作為抽出した500人

##### ○在宅介護実態調査

町内にお住まい（令和2年6月1日現在）で、「要支援・要介護認定を受けて在宅で生活をしている方」の中から無作為抽出した500人

#### ② 調査方法

郵送による配布、返信用封筒での回答

### (3) 配布・回収状況

|                  | 配布数  | 回収数  | 回収率   |
|------------------|------|------|-------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 500票 | 309票 | 61.8% |
| 在宅介護実態調査         | 500票 | 277票 | 55.4% |

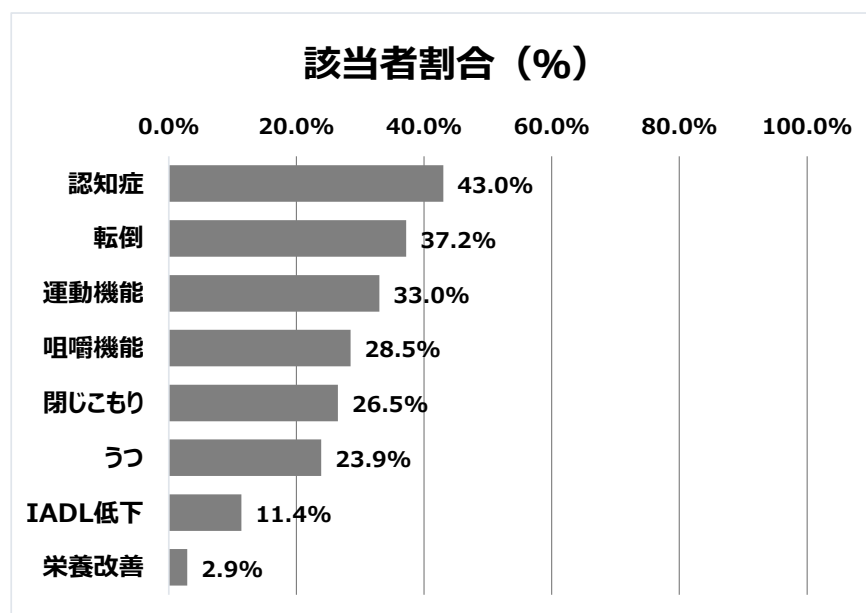
## 5. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果概要について

### ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果テーマ別まとめ

地域包括ケアシステム構築及び介護予防・健康づくりの推進に向けて、4つのテーマを設定し、調査結果をまとめました。

#### ■テーマ1 アンケート結果からみた生活機能評価リスクについて

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者のリスクをアンケート結果からみると「認知症」が43.0%と最も多く、次いで「転倒」37.2%、「運動機能」33.0%、「咀嚼機能」28.5%、「閉じこもり」26.5%、「うつ」23.9%、「IADL低下」11.4%、「栄養改善」2.9%となっています。認知症リスクについては、ケガや病気以外での、要介護状態になった理由として挙げられているため、認知症に対する施策の継続や強化が必要です。



※IADL (あいえーでいーえる) Instrumental Activities of Daily Living = 「手段的日常生活動作」と訳されます。【具体的な行動】買物、洗濯、掃除等の家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の応対などです。

## ■テーマ2 社会参加・地域交流について(地域資源の状況)

別海町全体では、地域活動などの参加状況について「町内会・自治会」への参加が26.5%と最も多く、次いで「趣味関係のグループ」22.0%、「収入のある仕事」20.7%、「老人クラブ」17.8%、「スポーツ関係のグループやクラブ」17.2%、「ボランティア」11.7%、「学習・教養サークル」9.4%、「介護予防のための通いの場（ふれあい・いきいきサロンなど）」4.9%となっています。

また、地域づくりへの参加意向については、「参加したい」60.2%、「お世話役として参加」38.5%となっています。約4割の高齢者が地域づくりへ協力してもよいと考えている結果となっています。

仕事をしている方が20.7%いる回答傾向から、地域づくりに参加してもらうことが時間の制約で難しいことも推察されますが、約4割の高齢者が地域づくりへ協力してもよいと考えている方が地域活動や地域づくりに参加するためのきっかけを作ったり、継続的な参加に繋がるような仕組みを作ることが検討課題です。

地域活動などの参加状況

| 社会参加・地域交流項目                      | 参加比率 (%) |
|----------------------------------|----------|
| 町内会・自治会                          | 26.5     |
| 趣味関係のグループ                        | 22.0     |
| 収入のある仕事                          | 20.7     |
| 老人クラブ・婦人会等の団体                    | 17.8     |
| スポーツ関係のグループやクラブ                  | 17.2     |
| ボランティアのグループ                      | 11.7     |
| 学習・教養サークル                        | 9.4      |
| 介護予防のための通いの場<br>(ふれあい・いきいきサロンなど) | 4.9      |

地域づくりへの参加意向

| 地域づくり               | 参加してもよい比率 (%) |
|---------------------|---------------|
| 有志のグループ活動に参加        | 60.2          |
| 有志のグループ活動のお世話役として参加 | 38.5          |

### ■テーマ3 幸福度について

主観的幸福感の高い割合（幸福度8点以上の回答）は、別海町全体では、45.7%となっています。幸福度は、主観的健康観が維持されていることも大事ですが、人との関わり等があることが、主観的幸福感につながっているのではないかと考えられます。

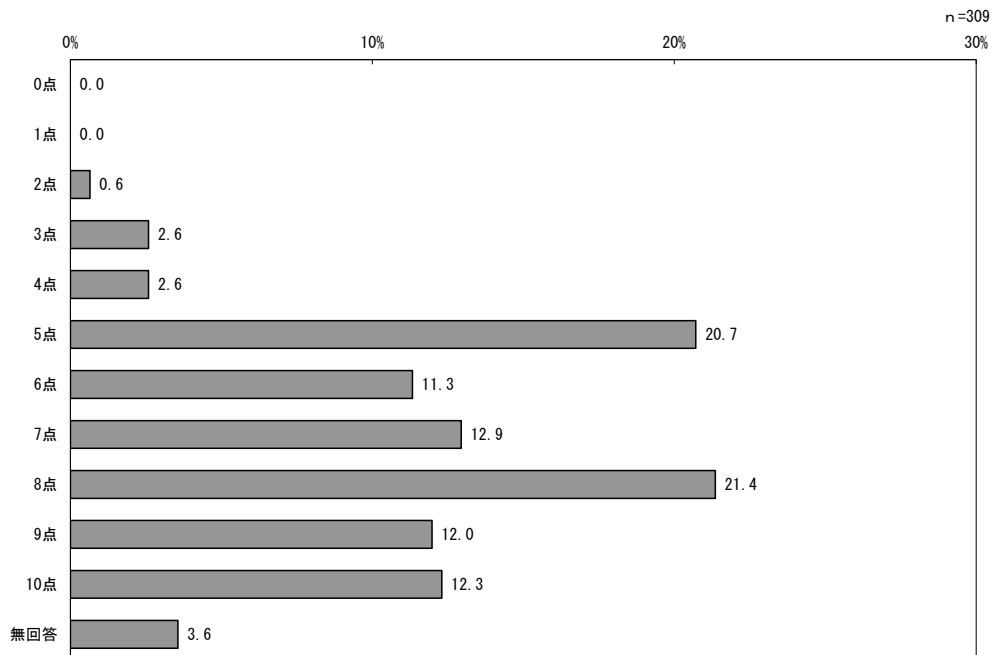
主観的幸福感は、施策や計画等の成果としてみることができる項目です。約半数が、幸福度が高いと評価をしているので、計画全体への評価として、この数値が今後も高まるよう計画を継続することが重要です。

### ○主観的幸福感が高い(8点以上)

#### 問7 健康について

#### 問7（2）あなたは、現在どの程度幸せですか （「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点）

「8点」21.4%で最も多く、次いで「5点」20.7%、「7点」12.9%、「10点」12.3%、「9点」12.0%となっています。



## ■テーマ4 地域のつながりについて(孤立が疑われる状況の推察)

孤立の状況は、ひとり暮らしに関わらず起きている可能性が否定できません。地域のつながりを生かして、孤立していないか状況を把握し、それを支える側との情報共有や地域包括支援センターからの働きかけなど、きめ細かい支援を重ねることで孤立状況が減っていくと考えられます。

回答をみると、65～89歳の方からの回答が多く、この年齢層の方々が孤立している可能性が高いので、介護予防のサポートができる体制づくりが重要となります。

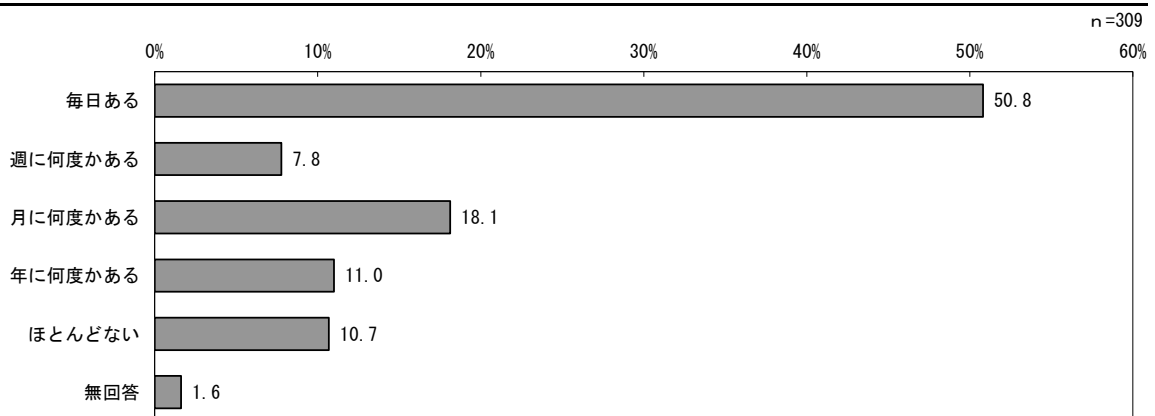
### ○孤立が疑われる回答

#### 問3 食べることについて

##### 問3 (8) どなたかと食事をとる機会がありますか

孤食の状況に関する設問です。

「ほとんどない」が10.7%となっています。





## ○どなたかと食事をとる機会の属性クロス集計

|      |        | 合計            | 問3 (8) どなたかと食事をとる機会はありますか |              |             |             |             | 無回答         |
|------|--------|---------------|---------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|      |        |               | 毎日ある                      | 週に何度<br>がある  | 月に何度<br>がある | 年に何度<br>がある | ほとんど<br>ない  |             |
| 全体   |        | 309<br>100.0% | 157<br>50.8%              | 24<br>7.8%   | 56<br>18.1% | 34<br>11.0% | 33<br>10.7% | 5<br>1.6%   |
| 性別   | 男性     | 149<br>100.0% | 78<br>52.3%               | 8<br>5.4%    | 23<br>15.4% | 17<br>11.4% | 19<br>12.8% | 4<br>2.7%   |
|      | 女性     | 149<br>100.0% | 73<br>49.0%               | 16<br>10.7%  | 32<br>21.5% | 16<br>10.7% | 12<br>8.1%  | 0<br>0.0%   |
|      | 無回答    | 11<br>100.0%  | 6<br>54.5%                | 0<br>0.0%    | 1<br>9.1%   | 1<br>9.1%   | 2<br>18.2%  | 1<br>9.1%   |
| 年齢   | 65歳未満  | 2<br>100.0%   | 1<br>50.0%                | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |
|      | 65～69歳 | 93<br>100.0%  | 54<br>58.1%               | 6<br>6.5%    | 17<br>18.3% | 8<br>8.6%   | 7<br>7.5%   | 1<br>1.1%   |
|      | 70～74歳 | 88<br>100.0%  | 44<br>50.0%               | 8<br>9.1%    | 15<br>17.0% | 13<br>14.8% | 7<br>8.0%   | 1<br>1.1%   |
|      | 75～79歳 | 51<br>100.0%  | 28<br>54.9%               | 4<br>7.8%    | 8<br>15.7%  | 4<br>7.8%   | 7<br>13.7%  | 0<br>0.0%   |
|      | 80～84歳 | 32<br>100.0%  | 12<br>37.5%               | 3<br>9.4%    | 5<br>15.6%  | 5<br>15.6%  | 5<br>15.6%  | 2<br>6.3%   |
|      | 85～89歳 | 23<br>100.0%  | 9<br>39.1%                | 2<br>8.7%    | 8<br>34.8%  | 2<br>8.7%   | 2<br>8.7%   | 0<br>0.0%   |
|      | 90～94歳 | 5<br>100.0%   | 1<br>20.0%                | 1<br>20.0%   | 2<br>40.0%  | 0<br>0.0%   | 1<br>20.0%  | 0<br>0.0%   |
|      | 95～99歳 | 3<br>100.0%   | 1<br>33.3%                | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 2<br>66.7%  | 0<br>0.0%   |
|      | 100歳以上 | 1<br>100.0%   | 1<br>100.0%               | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |
|      | 無回答    | 11<br>100.0%  | 6<br>54.5%                | 0<br>0.0%    | 1<br>9.1%   | 1<br>9.1%   | 2<br>18.2%  | 1<br>9.1%   |
|      | 認定区分   | 一般高齢者         | 298<br>100.0%             | 151<br>50.7% | 24<br>8.1%  | 55<br>18.5% | 33<br>11.1% | 31<br>10.4% |
| 要支援1 |        | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%                 | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |
| 要支援2 |        | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%                 | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |
| 無回答  |        | 11<br>100.0%  | 6<br>54.5%                | 0<br>0.0%    | 1<br>9.1%   | 1<br>9.1%   | 2<br>18.2%  | 1<br>9.1%   |

## 【解説】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果のテーマ設定とまとめについて

国の調査手引きを参考にしながら、次の4つを計画へ繋がるテーマとして設定しています。

アンケート結果からみえる要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の傾向を把握し、健康寿命の延伸や介護予防などの施策につながる課題としてまとめています。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■テーマ1 アンケート結果からみた生活機能評価リスクについて           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 論点④に関係するテーマ</li> </ul> </li> <li>■テーマ2 社会参加・地域交流について（地域資源の状況）           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 主に論点③と他に論点②④⑥に関係するテーマ</li> </ul> </li> <li>■テーマ3 幸福度について           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 計画全体評価と論点⑧に関係するテーマ</li> </ul> </li> <li>■テーマ4 地域のつながりについて（孤立が疑われる状況の推察）           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 論点②③④⑥⑧に関係するテーマ</li> </ul> </li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

テーマ設定に至る前提については、以下に示します。

本計画については、第7期計画を基に国の基本指針で示された以下の方針と6つの重点ポイントを踏まえ策定する必要があります。

| 基本的な方針 | 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備            |
|--------|------------------------------------------|
| ポイント   | ①介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）                  |
|        | ②保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化） |
|        | ③地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）      |
|        | ④認知症「共生」・「予防」の推進                         |
|        | ⑤持続可能な介護保険運営のための有効な対応を検討                 |
|        | ⑥災害や感染症対策に係る体制整備 ※                       |

※アンケート調査実施以後に、国の基本指針に緊急追加された項目です。

また、計画策定に向けた主な論点については、第7期計画を基にし国の基本指針を踏まえた以下の8つの論点です。

|    |                                                          |
|----|----------------------------------------------------------|
| 論点 | ①どの介護サービス利用が介護者の就労継続や在宅生活の継続に貢献するか                       |
|    | ②地域の高齢者を支える人材の確保・育成状況の把握                                 |
|    | ③介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、介護予防・生きがいづくり等による元気な高齢者の増加への取組の検討 |
|    | ④自立支援、介護予防・重度化防止等の取組内容と認知症「共生」・「予防」の推進                   |
|    | ⑤高齢者虐待の防止等、介護者のケアについて                                    |
|    | ⑥地域医療の一翼を担う地域包括ケアシステム構築の継続（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）          |
|    | ⑦地域ケア会議の推進と課題の検討                                         |
|    | ⑧施策・目標の達成状況の点検・評価                                        |

## 6. 在宅介護実態調査の結果概要について

### ○在宅介護実態調査結果テーマ別まとめ

介護離職者を減らすための施策や多様なニーズに対応した介護の提供・整備に向けて、4つのテーマを設定し、調査結果をまとめました。

#### ■テーマ1 要介護者の在宅生活の継続(支援・サービスの提供体制の検討)

別海町の要介護高齢者の施設入所・入居検討状況については、本人が75歳を超えると検討する比率が高くなる傾向があります。要介護度別で見ると要支援2の方がほかの介護度に比べ検討すると回答した方が多いことから、要介護度があまり高くなくても検討している傾向がみられます。

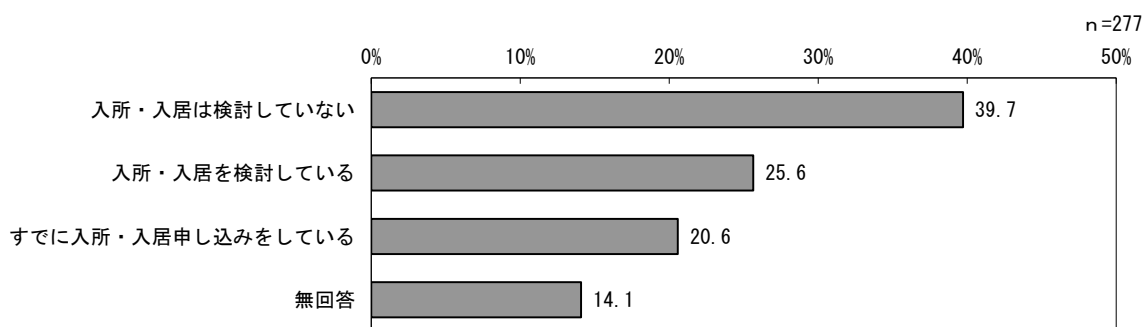
要介護者の在宅生活の継続については、認知症状への対応、入浴支援、夜間の身の回りの介助、外出支援、食事等のヘルプサービスなどが介護者は必要と感じている傾向があるので、これらに対応するサービスや施策は、要介護者が在宅生活を続ける上で欠かせないものと考えられます。

計画や施策への反映として、介護者のニーズに沿ったサービス提供体制の整備や認知症予防、要介護状態の重度化防止などに重点を置き検討していく必要があります。

### ○施設入所・入居検討の検討状況について

#### 問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください

「入所・入居は検討していない」39.7%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」25.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」20.6%と続いています。



## ○施設等への入所・入居の検討状況と属性のクロス集計

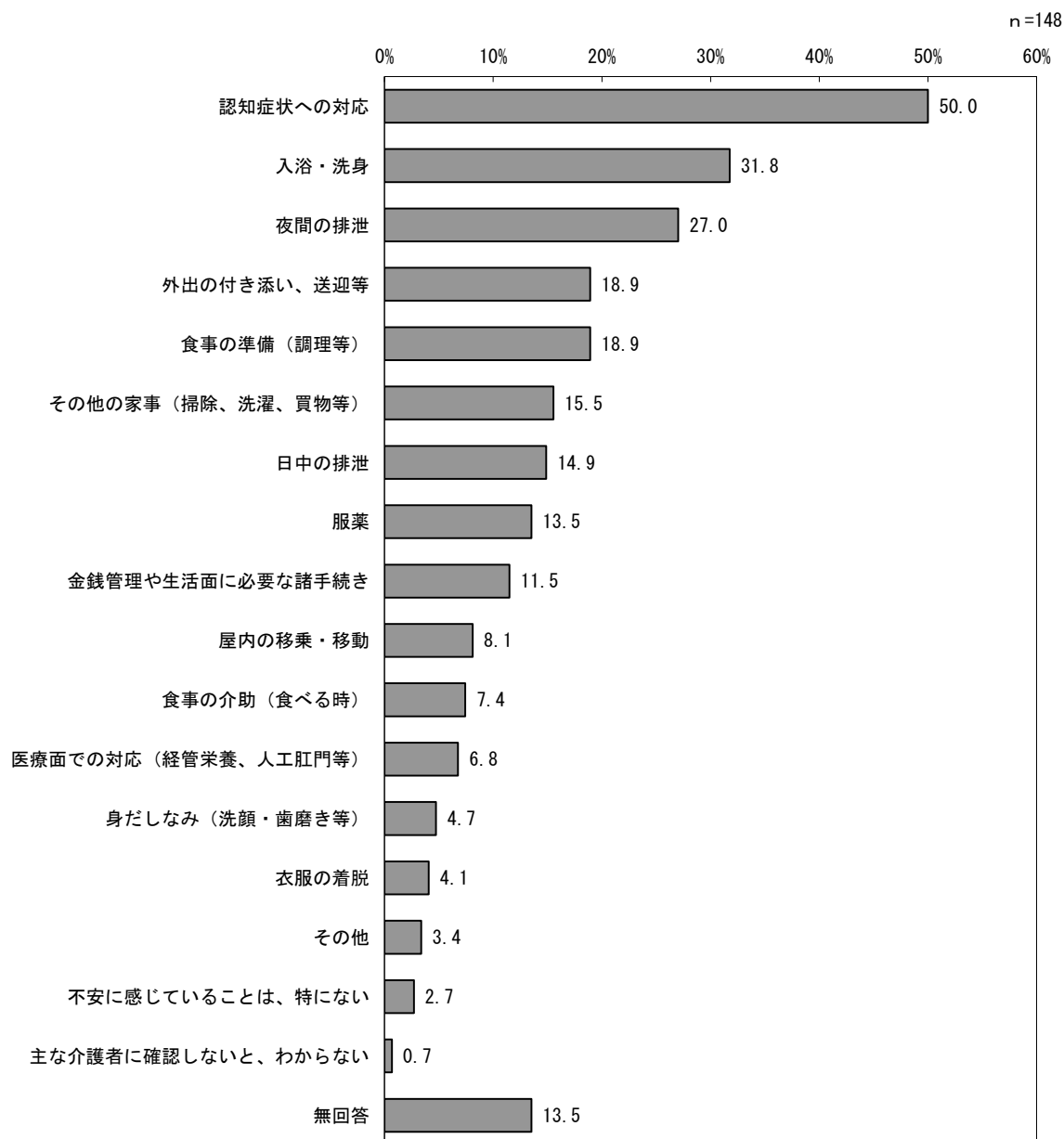
|                                      |               | 合計     | 本人年齢性別 |        |        |        |        |        |        |        |       |       |      |
|--------------------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|------|
|                                      |               |        | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90～94歳 | 95～99歳 | 100歳以上 | 男性    | 女性    | 無回答  |
| 全体                                   |               | 277    | 9      | 10     | 40     | 57     | 79     | 56     | 15     | 1      | 83    | 184   | 10   |
|                                      |               | 100.0% | 3.2%   | 3.6%   | 14.4%  | 20.6%  | 28.5%  | 20.2%  | 5.4%   | 0.4%   | 30.0% | 66.4% | 3.6% |
| 問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください | 入所・入居は検討していない | 110    | 6      | 4      | 16     | 21     | 38     | 20     | 3      | 0      | 42    | 66    | 2    |
|                                      |               | 100.0% | 5.5%   | 3.6%   | 14.5%  | 19.1%  | 34.5%  | 18.2%  | 2.7%   | 0.0%   | 38.2% | 60.0% | 1.8% |
|                                      | 入所・入居を検討している  | 71     | 1      | 1      | 8      | 17     | 24     | 14     | 4      | 0      | 14    | 55    | 2    |
|                                      |               | 100.0% | 1.4%   | 1.4%   | 11.3%  | 23.9%  | 33.8%  | 19.7%  | 5.6%   | 0.0%   | 19.7% | 77.5% | 2.8% |
| すでに入所・入居申し込みをしている                    | 57            | 1      | 2      | 9      | 14     | 10     | 13     | 6      | 1      | 18     | 38    | 1     |      |
|                                      | 100.0%        | 1.8%   | 3.5%   | 15.8%  | 24.6%  | 17.5%  | 22.8%  | 10.5%  | 1.8%   | 31.6%  | 66.7% | 1.8%  |      |
| 無回答                                  | 39            | 1      | 3      | 7      | 5      | 7      | 9      | 2      | 0      | 9      | 25    | 5     |      |
|                                      | 100.0%        | 2.6%   | 7.7%   | 17.9%  | 12.8%  | 17.9%  | 23.1%  | 5.1%   | 0.0%   | 23.1%  | 64.1% | 12.8% |      |

|                                      |               | 合計     | 認定区分  |       |       |       |       |      |       | 無回答  |
|--------------------------------------|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|
|                                      |               |        | 要支援1  | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4 | 要介護5  |      |
| 全体                                   |               | 277    | 38    | 63    | 71    | 50    | 31    | 9    | 5     | 10   |
|                                      |               | 100.0% | 13.7% | 22.7% | 25.6% | 18.1% | 11.2% | 3.2% | 1.8%  | 3.6% |
| 問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください | 入所・入居は検討していない | 110    | 17    | 29    | 35    | 16    | 7     | 3    | 1     | 2    |
|                                      |               | 100.0% | 15.5% | 26.4% | 31.8% | 14.5% | 6.4%  | 2.7% | 0.9%  | 1.8% |
|                                      | 入所・入居を検討している  | 71     | 9     | 24    | 17    | 13    | 3     | 2    | 1     | 2    |
|                                      |               | 100.0% | 12.7% | 33.8% | 23.9% | 18.3% | 4.2%  | 2.8% | 1.4%  | 2.8% |
| すでに入所・入居申し込みをしている                    | 57            | 1      | 2     | 14    | 16    | 17    | 4     | 2    | 1     |      |
|                                      | 100.0%        | 1.8%   | 3.5%  | 24.6% | 28.1% | 29.8% | 7.0%  | 3.5% | 1.8%  |      |
| 無回答                                  | 39            | 11     | 8     | 5     | 5     | 4     | 0     | 1    | 5     |      |
|                                      | 100.0%        | 28.2%  | 20.5% | 12.8% | 12.8% | 10.3% | 0.0%  | 2.6% | 12.8% |      |

## ○介護者が不安になる介護内容について

### 問25 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について教えてください(現状で行っているか否かは問いません)

「認知症状への対応」50.0%で最も多く、次いで「入浴・洗身」31.8%、「夜間の排泄」27.0%、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備(調理等)」18.9%、「その他の家事(掃除・洗濯・買物等)」15.5%と続いています。



## ■テーマ2 介護者の就労継続(両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討)

介護者の就労継続については、現況で9.6%の方が、介護が直接的な原因で仕事を辞めたり転職したりしています。仕事を辞めた方の中では、介護保険サービスを利用していないとする回答があります。また、介護保険サービスを利用していない理由に、支払いが難しいとの回答があるので、収入に関わらず必要な支援を受けることができることを周知していく必要があります。

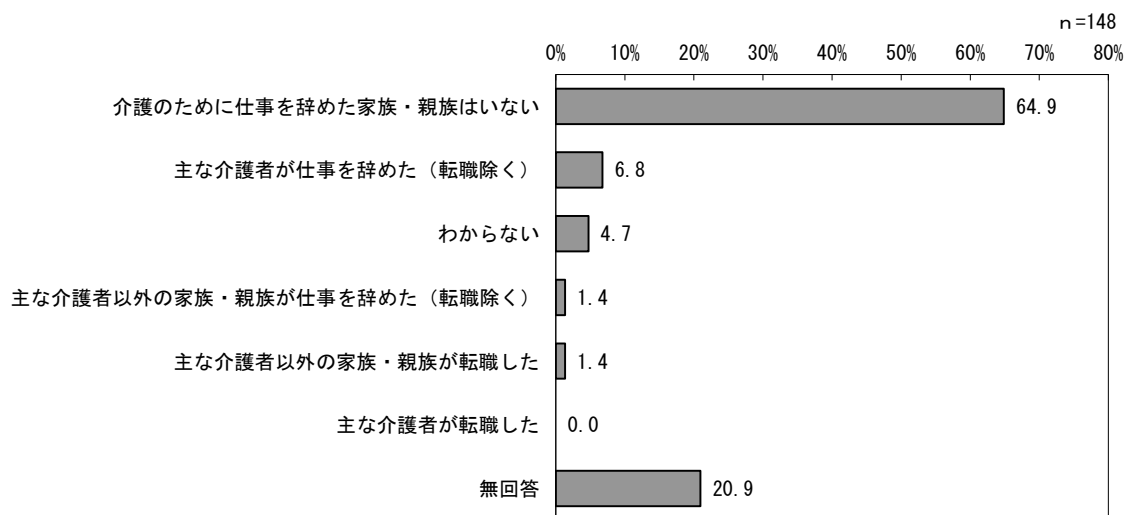
介護と就労の両立については、81.2%の方が継続していけると回答しています。

計画や施策への反映としては、就業先等への制度の利用促進や自営業者やフリーランスでも利用できる制度の周知、離職しなくても介護サービスが受けられることの周知とともに、介護者の不安を取り除くことができるようサービス提供体制の整備や認知症予防、要介護状態の重度化防止などの検討、また、要介護者や介護者が地域で孤立しないための地域での見守り活動などを推進していくことが重要となります。

### ○介護者の就労継続について

**問7 ご家族やご親族の中で、ご本人(あて名の方)の介護を主な理由として、過去1年間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)(複数回答)**

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」64.9%で最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」6.8%、「わからない」4.7%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」1.4%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」1.4%と続いています。



### ○介護者の就労継続についてと介護保険サービス利用状況のクロス集計

|                                                                                     |                            | 合計            | 問13 現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していますか |             |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------|---------------------------------------------|-------------|-------------|
|                                                                                     |                            |               | 利用している                                      | 利用していない     | 無回答         |
| 全体                                                                                  |                            | 277<br>100.0% | 174<br>62.8%                                | 75<br>27.1% | 28<br>10.1% |
| 問7 ご家族やご親族の中で、ご本人（あて名の方）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません） | 主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）         | 10<br>100.0%  | 8<br>80.0%                                  | 1<br>10.0%  | 1<br>10.0%  |
|                                                                                     | 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く） | 2<br>100.0%   | 1<br>50.0%                                  | 1<br>50.0%  | 0<br>0.0%   |
|                                                                                     | 主な介護者が転職した                 | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%                                   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |
|                                                                                     | 主な介護者以外の家族・親族が転職した         | 2<br>100.0%   | 2<br>100.0%                                 | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |
|                                                                                     | 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない      | 96<br>100.0%  | 72<br>75.0%                                 | 22<br>22.9% | 2<br>2.1%   |
|                                                                                     | わからない                      | 7<br>100.0%   | 4<br>57.1%                                  | 3<br>42.9%  | 0<br>0.0%   |
|                                                                                     | 無回答                        | 31<br>100.0%  | 20<br>64.5%                                 | 5<br>16.1%  | 6<br>19.4%  |
|                                                                                     | 非該当                        | 129<br>100.0% | 67<br>51.9%                                 | 43<br>33.3% | 19<br>14.7% |

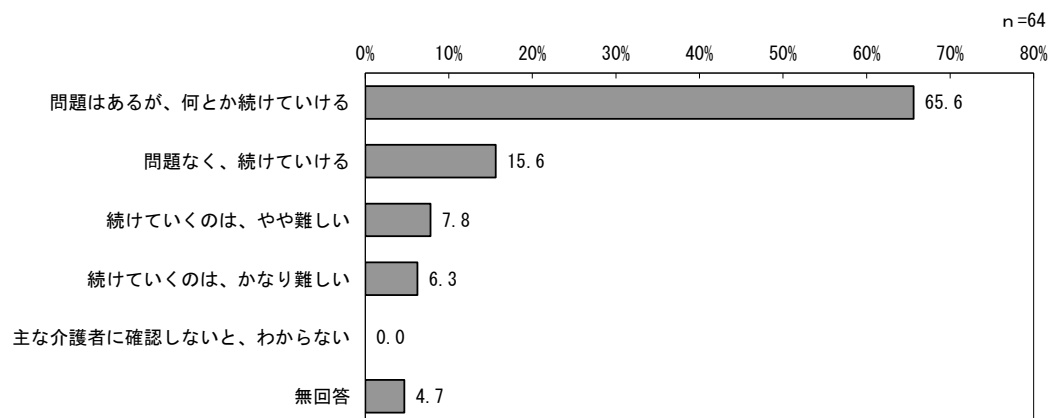
### ○介護者の就労継続についてと介護保険サービス未利用の理由のクロス集計

|                                                                                     |                            | 合計            | 問14 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか |                 |                |                      |              |                        |                         |                          |            |            |              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------|-----------------------------|-----------------|----------------|----------------------|--------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|------------|------------|--------------|
|                                                                                     |                            |               | 現状では、サービスを利用するほどの状態ではない     | 本人にサービス利用の希望がない | 家族が介護をするため必要ない | 以前、利用していたサービスに不満があった | 利用料を支払うのが難しい | 利用したいサービスが利用できない、身近にない | 住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため | サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない | その他        | 無回答        | 非該当          |
| 全体                                                                                  |                            | 277<br>100.0% | 39<br>14.1%                 | 16<br>5.8%      | 14<br>5.1%     | 0<br>0.0%            | 3<br>1.1%    | 0<br>0.0%              | 5<br>1.8%               | 3<br>1.1%                | 4<br>1.4%  | 15<br>5.4% | 202<br>72.9% |
| 問7 ご家族やご親族の中で、ご本人（あて名の方）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません） | 主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）         | 10<br>100.0%  | 0<br>0.0%                   | 0<br>0.0%       | 1<br>10.0%     | 0<br>0.0%            | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%              | 0<br>0.0%               | 0<br>0.0%                | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%  | 9<br>90.0%   |
|                                                                                     | 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く） | 2<br>100.0%   | 0<br>0.0%                   | 0<br>0.0%       | 1<br>50.0%     | 0<br>0.0%            | 1<br>50.0%   | 0<br>0.0%              | 0<br>0.0%               | 0<br>0.0%                | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%  | 1<br>50.0%   |
|                                                                                     | 主な介護者が転職した                 | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%                   | 0<br>0.0%       | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%            | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%              | 0<br>0.0%               | 0<br>0.0%                | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%    |
|                                                                                     | 主な介護者以外の家族・親族が転職した         | 2<br>100.0%   | 0<br>0.0%                   | 0<br>0.0%       | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%            | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%              | 0<br>0.0%               | 0<br>0.0%                | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%  | 2<br>100.0%  |
|                                                                                     | 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない      | 96<br>100.0%  | 11<br>11.5%                 | 10<br>10.4%     | 7<br>7.3%      | 0<br>0.0%            | 1<br>1.0%    | 0<br>0.0%              | 2<br>2.1%               | 1<br>1.0%                | 0<br>0.0%  | 3<br>3.1%  | 74<br>77.1%  |
|                                                                                     | わからない                      | 7<br>100.0%   | 1<br>14.3%                  | 1<br>14.3%      | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%            | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%              | 0<br>0.0%               | 0<br>0.0%                | 1<br>14.3% | 1<br>14.3% | 4<br>57.1%   |
|                                                                                     | 無回答                        | 31<br>100.0%  | 3<br>9.7%                   | 0<br>0.0%       | 1<br>3.2%      | 0<br>0.0%            | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%              | 1<br>3.2%               | 0<br>0.0%                | 0<br>0.0%  | 1<br>3.2%  | 26<br>83.9%  |
|                                                                                     | 非該当                        | 129<br>100.0% | 24<br>18.6%                 | 5<br>3.9%       | 4<br>3.1%      | 0<br>0.0%            | 1<br>0.8%    | 0<br>0.0%              | 2<br>1.6%               | 2<br>1.6%                | 3<br>2.3%  | 10<br>7.8% | 86<br>66.7%  |

## ○働きながらの介護継続について

### 問24 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

「問題はあるが、何とか続けていける」65.6%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」15.6%、「続けていくのは、やや難しい」7.8%、「続けていくのは、かなり難しい」6.3%と続いています。



## ○働きながらの介護継続についてと介護者が不安になる介護内容のクロス集計

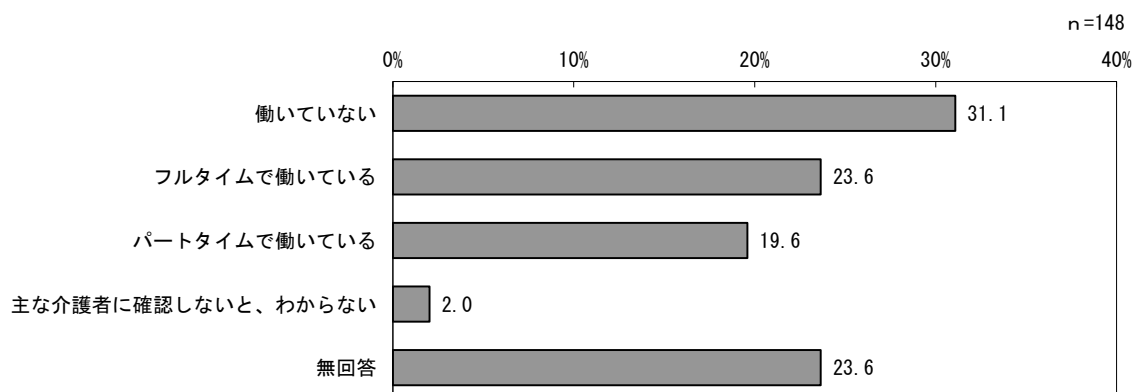
|                                                                       | 合計            | 問24 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか |                  |               |                |                    |            |               |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------|------------------|---------------|----------------|--------------------|------------|---------------|
|                                                                       |               | 問題なく、続けていける                        | 問題はあるが、何とか続けていける | 続けていくのは、やや難しい | 続けていくのは、かなり難しい | 主な介護者に確認しないと、わからない | 無回答        | 非該当           |
| 全体                                                                    | 277<br>100.0% | 10<br>3.6%                         | 42<br>15.2%      | 5<br>1.8%     | 4<br>1.4%      | 0<br>0.0%          | 3<br>1.1%  | 213<br>76.9%  |
| 問25 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について教えてください（現状で行っているか否かは問いません） |               |                                    |                  |               |                |                    |            |               |
| 日中の排泄                                                                 | 22<br>100.0%  | 0<br>0.0%                          | 10<br>45.5%      | 1<br>4.5%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 1<br>4.5%  | 10<br>45.5%   |
| 夜間の排泄                                                                 | 40<br>100.0%  | 2<br>5.0%                          | 13<br>32.5%      | 1<br>2.5%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 1<br>2.5%  | 23<br>57.5%   |
| 食事の介助（食べる時）                                                           | 11<br>100.0%  | 0<br>0.0%                          | 3<br>27.3%       | 0<br>0.0%     | 1<br>9.1%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 7<br>63.6%    |
| 入浴・洗身                                                                 | 47<br>100.0%  | 3<br>6.4%                          | 14<br>29.8%      | 1<br>2.1%     | 1<br>2.1%      | 0<br>0.0%          | 1<br>2.1%  | 27<br>57.4%   |
| 身だしなみ（洗顔・歯磨き等）                                                        | 7<br>100.0%   | 0<br>0.0%                          | 3<br>42.9%       | 0<br>0.0%     | 1<br>14.3%     | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 3<br>42.9%    |
| 衣服の着脱                                                                 | 6<br>100.0%   | 0<br>0.0%                          | 2<br>33.3%       | 0<br>0.0%     | 1<br>16.7%     | 0<br>0.0%          | 1<br>16.7% | 2<br>33.3%    |
| 屋内の移乗・移動                                                              | 12<br>100.0%  | 0<br>0.0%                          | 6<br>50.0%       | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 6<br>50.0%    |
| 外出の付き添い、送迎等                                                           | 28<br>100.0%  | 3<br>10.7%                         | 7<br>25.0%       | 3<br>10.7%    | 2<br>7.1%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 13<br>46.4%   |
| 服薬                                                                    | 20<br>100.0%  | 0<br>0.0%                          | 9<br>45.0%       | 2<br>10.0%    | 2<br>10.0%     | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 7<br>35.0%    |
| 認知症状への対応                                                              | 74<br>100.0%  | 4<br>5.4%                          | 27<br>36.5%      | 3<br>4.1%     | 1<br>1.4%      | 0<br>0.0%          | 1<br>1.4%  | 38<br>51.4%   |
| 医療面での対応（経管栄養、人工肛門等）                                                   | 10<br>100.0%  | 2<br>20.0%                         | 6<br>60.0%       | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 2<br>20.0%    |
| 食事の準備（調理等）                                                            | 28<br>100.0%  | 1<br>3.6%                          | 10<br>35.7%      | 2<br>7.1%     | 1<br>3.6%      | 0<br>0.0%          | 1<br>3.6%  | 13<br>46.4%   |
| その他の家事（掃除、洗濯、買物等）                                                     | 23<br>100.0%  | 1<br>4.3%                          | 5<br>21.7%       | 3<br>13.0%    | 2<br>8.7%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 12<br>52.2%   |
| 金銭管理や生活面に必要な諸手続き                                                      | 17<br>100.0%  | 1<br>5.9%                          | 1<br>5.9%        | 2<br>11.8%    | 1<br>5.9%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 12<br>70.6%   |
| その他                                                                   | 5<br>100.0%   | 1<br>20.0%                         | 1<br>20.0%       | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 3<br>60.0%    |
| 不安に感じていることは、特にない                                                      | 4<br>100.0%   | 1<br>25.0%                         | 1<br>25.0%       | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 2<br>50.0%    |
| 主な介護者に確認しないと、わからない                                                    | 1<br>100.0%   | 0<br>0.0%                          | 0<br>0.0%        | 0<br>0.0%     | 1<br>100.0%    | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%     |
| 無回答                                                                   | 20<br>100.0%  | 0<br>0.0%                          | 0<br>0.0%        | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 1<br>5.0%  | 19<br>95.0%   |
| 非該当                                                                   | 129<br>100.0% | 0<br>0.0%                          | 0<br>0.0%        | 0<br>0.0%     | 0<br>0.0%      | 0<br>0.0%          | 0<br>0.0%  | 129<br>100.0% |



## ○介護者の働き方について

### 問21 主な介護者の方の現在の勤務形態について教えてください

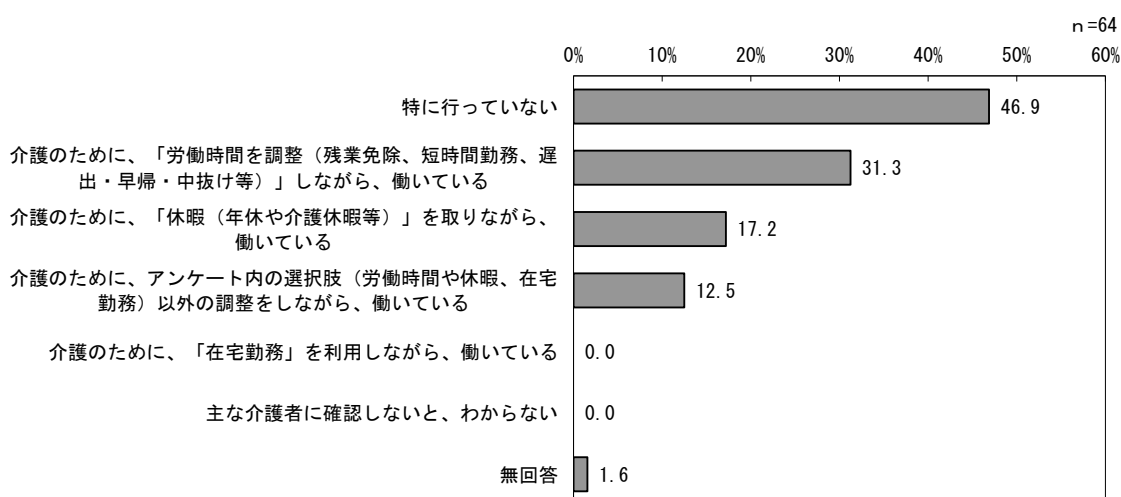
「働いていない」31.1%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」23.6%、「パートタイムで働いている」19.6%、「主な介護者に確認しないと、わからない」2.0%と続いています。



### 「働いている」と回答した方

### 問22 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていきますか(複数回答)

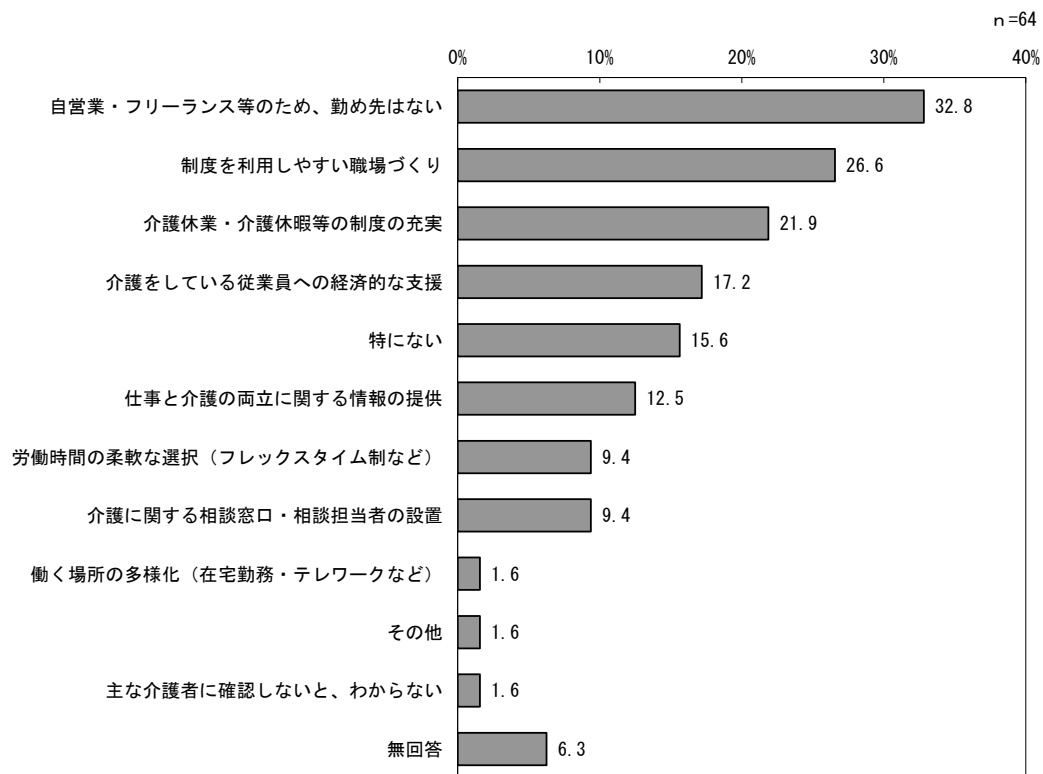
「特に行っていない」46.9%で最も多く、次いで「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」31.3%、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」17.2%、「介護のために、アンケート内の選択肢(労働時間や休暇、在宅勤務)以外の調整をしながら、働いている」12.5%と続いています。



「働いている」と回答した方

問23 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(複数回答)

「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」32.8%で最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」26.6%、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」21.9%、「介護をしている従業員への経済的な支援」17.2%、「特にない」15.6%と続いています。



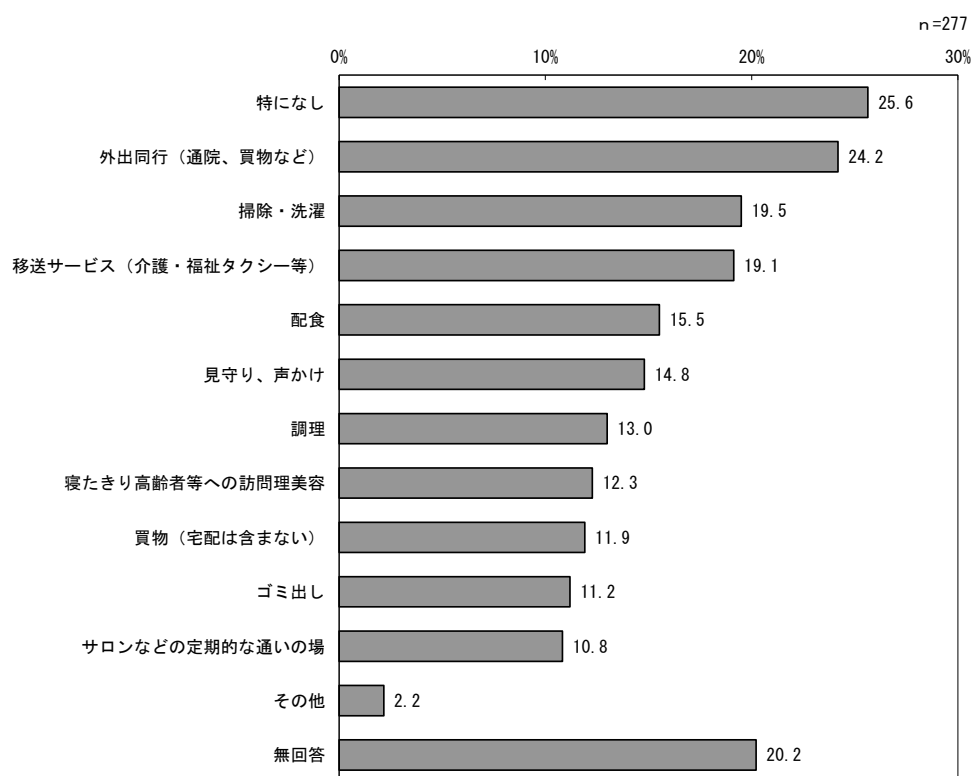
### ■テーマ3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討

要介護者の在宅生活に必要と感じる支援については、外出支援（移送サービスと外出同行）に関するものが多くを占め、次に、身の回りの家事、配食、見守り・声かけなどが必要という回答が多くなっています。

計画や施策への反映としては、要介護者が必要と感じる支援の充実とともに、孤立や支援が必要な人を見逃さないために地域での見守りや声掛けが気軽にできるよう、住民同士のつながりを強化することが重要となります。

#### 問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について教えてください(複数回答)

「特になし」25.6%で最も多く、次いで「外出同行(通院、買物など)」24.2%、「掃除・洗濯」19.5%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」19.1%、「配食」15.5%と続いています。



## ■テーマ4 介護保険サービス未利用の理由について

介護保険サービス未利用の理由は、現状ではサービスを利用するほどでもない状態である、本人の希望がない、家族の手助けがあるといった理由が多くなっています。

介護者自身の肉体的疲労や精神的疲労は、知らず知らずの内に蓄積し、介護うつになったりすることもわかってきていますので、家族が介護から解放される時間を作り、心身疲労や共倒れを防止するため、デイサービスやショートステイなどのサービスを利用できるようにするなど、早めに介護者のケアをすることが必要となります。

また、施設等へ入所・入居をせず、在宅で介護を続ける場合、ご近所や地域の方に何をしてもらえると助かると思うかについては、「災害時の手助け」や「安否確認や声かけ」が多くを占めています。

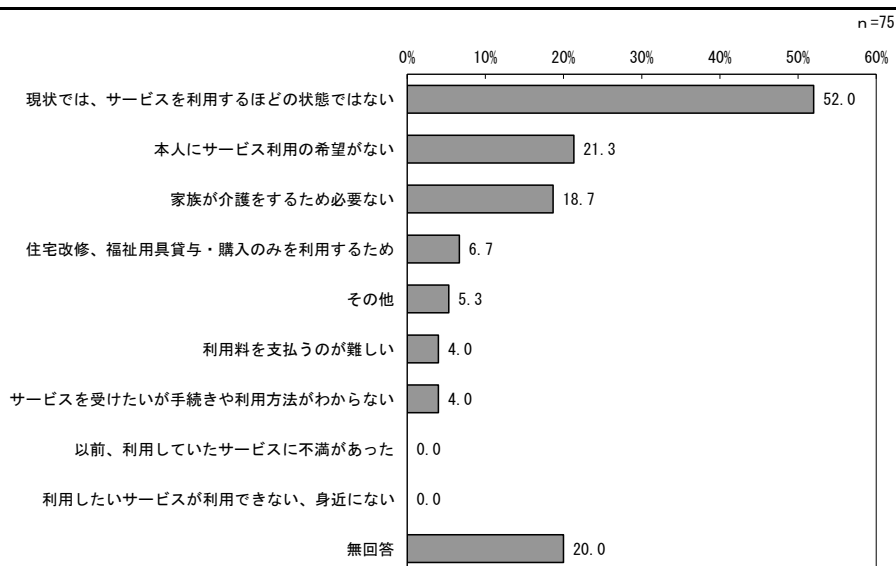
計画や施策への反映としては、介護者のニーズに沿ったサービス提供体制の整備とともに、情報提供の経路や方法の工夫、介護者の望む支援サービスの提供が必要と推察されます。一方で、地域での見守りや声掛けなど住民同士のつながりを強化していくことも重要となります。

その他、アンケート調査に現れない傾向として、日本では「家族がケアを休む必要性」の社会的認識が低いことによる、サービス利用への抵抗感があることは、施策を検討する上での見えない課題です。

## ○介護保険サービスを利用していない理由

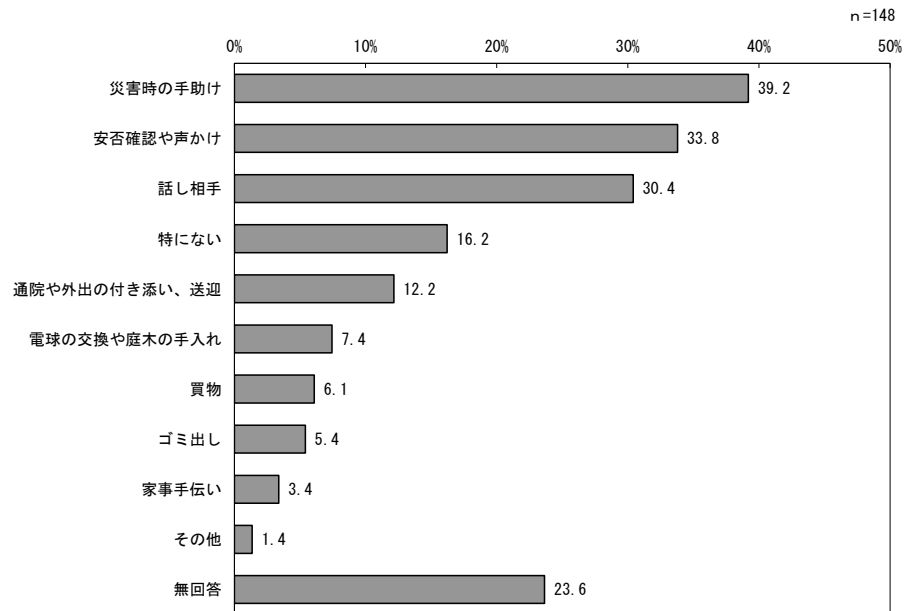
### 問14 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか(複数回答)

「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」52.0%で最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」21.3%、「家族が介護をするため必要ない」18.7%、「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」6.7%、「その他」5.3%と続いています。



**問26 施設等への入所・入居をせず、在宅での介護を続ける場合、ご近所や地域の方に何をしてもらえると助かると思いますか(複数回答)**

「災害時の手助け」39.2%で最も多く、次いで「安否確認や声かけ」33.8%、「話し相手」30.4%、「特にない」16.2%、「通院や外出の付き添い、送迎」12.2%と続いています。



## 【解説】在宅介護実態調査結果のテーマ設定とまとめについて

国の調査手引きを参考にしながら、次の4つを介護保険事業計画へ繋がるテーマとして設定しています。

アンケート結果からみえる、どの介護サービス利用が介護者の就労継続や在宅生活の継続に貢献するかなどの課題としてまとめています。

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| ■テーマ1 要介護者の在宅生活の継続（支援・サービスの提供体制の検討）<br>→ 論点①に関係するテーマ      |
| ■テーマ2 介護者の就労継続（両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討）<br>→ 論点①④⑤⑧に関係するテーマ |
| ■テーマ3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討<br>→ 論点①②③④⑤に関係するテーマ    |
| ■テーマ4 介護サービス未利用の理由について<br>→ 論点①⑤に関係するテーマ                  |

テーマ設定に至る前提については、以下に示します。

本計画については、第7期計画を基に国の基本指針で示された以下の方針と6つの重点ポイントを踏まえ策定する必要があります。

| 基本的な方針 | 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備            |
|--------|------------------------------------------|
| ポイント   | ①介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）                  |
|        | ②保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化） |
|        | ③地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）      |
|        | ④認知症「共生」・「予防」の推進                         |
|        | ⑤持続可能な介護保険運営のための有効な対応を検討                 |
|        | ⑥災害や感染症対策に係る体制整備 ※                       |

※アンケート調査実施以後に、国の基本指針に緊急追加された項目です。

また、計画策定に向けた主な論点については、第7期計画を基にし国の基本指針を踏まえた以下の8つの論点です。

|    |                                                          |
|----|----------------------------------------------------------|
| 論点 | ①どの介護サービス利用が介護者の就労継続や在宅生活の継続に貢献するか                       |
|    | ②地域の高齢者を支える人材の確保・育成状況の把握                                 |
|    | ③介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、介護予防・生きがいづくり等による元気な高齢者の増加への取組の検討 |
|    | ④自立支援、介護予防・重度化防止等の取組内容と認知症「共生」・「予防」の推進                   |
|    | ⑤高齢者虐待の防止等、介護者のケアについて                                    |
|    | ⑥地域医療の一翼を担う地域包括ケアシステム構築の継続（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）          |
|    | ⑦地域ケア会議の推進と課題の検討                                         |
|    | ⑧施策・目標の達成状況の点検・評価                                        |

## 7. 介護サービスの利用状況

### (1) 介護予防サービス

#### ① 介護予防サービス

第7期の介護予防サービスについては、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与の実績が計画値を上回りました。介護予防訪問リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護は、当初利用を見込んでいませんでしたが、利用実績がありました。介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、総合事業に移行しています。

単位：人/月

|                   | 平成30年度 |     |        | 令和元年度 |     |        | 令和2年度 |     |        |
|-------------------|--------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|
|                   | 計画     | 実績  | 対比     | 計画    | 実績  | 対比     | 計画    | 実績  | 対比     |
| (1) 介護予防サービス (合計) | 238    | 223 | 93.6%  | 246   | 253 | 102.8% | 258   | 245 | 95.0%  |
| 介護予防訪問介護          |        |     |        |       |     |        |       |     |        |
| 介護予防訪問入浴介護        | 0      | 0   | —      | 0     | 0   | —      | 0     | 0   | —      |
| 介護予防訪問看護          | 2      | 4   | 200.0% | 2     | 4   | 200.0% | 4     | 2   | 50.0%  |
| 介護予防訪問リハビリテーション   | 0      | 1   | —      | 0     | 4   | —      | 0     | 2   | —      |
| 介護予防居宅療養管理指導      | 1      | 2   | 200.0% | 1     | 1   | 100.0% | 1     | 0   | 0.0%   |
| 介護予防通所介護          |        |     |        |       |     |        |       |     |        |
| 介護予防通所リハビリテーション   | 18     | 14  | 77.8%  | 19    | 18  | 94.7%  | 20    | 17  | 85.0%  |
| 介護予防短期入所生活介護      | 2      | 2   | 100.0% | 2     | 2   | 100.0% | 2     | 0   | 0.0%   |
| 介護予防短期入所療養介護      | 2      | 1   | 50.0%  | 2     | 0   | 0.0%   | 2     | 0   | 0.0%   |
| 介護予防福祉用具貸与        | 89     | 92  | 103.4% | 96    | 104 | 108.3% | 105   | 105 | 100.0% |
| 特定介護予防福祉用具購入費     | 2      | 2   | 100.0% | 2     | 2   | 100.0% | 2     | 1   | 50.0%  |
| 介護予防住宅改修          | 2      | 1   | 50.0%  | 2     | 2   | 100.0% | 2     | 2   | 100.0% |
| 介護予防特定施設入居者生活介護   | 0      | 1   | —      | 0     | 2   | —      | 0     | 2   | —      |
| 介護予防支援            | 120    | 103 | 85.6%  | 120   | 114 | 95.0%  | 120   | 114 | 95.0%  |

※令和2年度は見込み値

#### ② 地域密着型介護予防サービス

第7期の地域密着型介護予防サービスについては、平成30年度には、当初利用を見込んでいませんでしたが、利用実績がありました。令和元年度、令和2年度は計画値を下回る実績となっています。

単位：人/月

|                        | 平成30年度 |    |    | 令和元年度 |    |       | 令和2年度 |    |      |
|------------------------|--------|----|----|-------|----|-------|-------|----|------|
|                        | 計画     | 実績 | 対比 | 計画    | 実績 | 対比    | 計画    | 実績 | 対比   |
| (2) 地域密着型介護予防サービス (合計) | 0      | 1  | —  | 2     | 1  | 50.0% | 2     | 0  | 0.0% |
| 介護予防認知症対応型通所介護         | 0      | 0  | —  | 0     | 0  | —     | 0     | 0  | —    |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護        | 0      | 1  | —  | 2     | 1  | 50.0% | 2     | 0  | 0.0% |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護       | 0      | 0  | —  | 0     | 0  | —     | 0     | 0  | —    |

※令和2年度は見込み値

## (2)介護サービス

### ①居宅サービス

第7期の居宅サービスについては、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、特定施設入所者生活介護で計画値を上回る実績となっています。

単位：人/月

|                | 平成30年度 |     |        | 令和元年度 |     |        | 令和2年度 |     |        |
|----------------|--------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|
|                | 計画     | 実績  | 対比     | 計画    | 実績  | 対比     | 計画    | 実績  | 対比     |
| (1) 居宅サービス（合計） | 719    | 766 | 106.5% | 766   | 742 | 96.9%  | 813   | 745 | 91.6%  |
| 訪問介護           | 80     | 79  | 98.8%  | 91    | 81  | 89.0%  | 93    | 86  | 92.5%  |
| 訪問入浴介護         | 9      | 4   | 44.4%  | 9     | 3   | 33.3%  | 9     | 3   | 33.3%  |
| 訪問看護           | 12     | 13  | 108.3% | 12    | 11  | 91.7%  | 12    | 7   | 58.3%  |
| 訪問リハビリテーション    | 1      | 3   | 300.0% | 1     | 6   | 600.0% | 1     | 8   | 800.0% |
| 居宅療養管理指導       | 4      | 6   | 150.0% | 5     | 8   | 160.0% | 5     | 7   | 140.0% |
| 通所介護           | 128    | 128 | 100.0% | 128   | 130 | 101.6% | 128   | 128 | 100.0% |
| 通所リハビリテーション    | 37     | 52  | 140.5% | 36    | 47  | 130.6% | 32    | 45  | 140.6% |
| 短期入所生活介護       | 28     | 29  | 103.6% | 28    | 28  | 100.0% | 28    | 22  | 78.6%  |
| 短期入所療養介護       | 11     | 14  | 127.3% | 11    | 12  | 109.1% | 11    | 8   | 72.7%  |
| 福祉用具貸与         | 150    | 160 | 106.7% | 173   | 147 | 85.0%  | 205   | 158 | 77.1%  |
| 特定福祉用具購入費      | 4      | 3   | 75.0%  | 4     | 3   | 75.0%  | 5     | 4   | 80.0%  |
| 住宅改修費          | 2      | 2   | 100.0% | 2     | 2   | 100.0% | 2     | 1   | 50.0%  |
| 特定施設入居者生活介護    | 7      | 15  | 214.3% | 7     | 15  | 214.3% | 8     | 18  | 225.0% |
| 居宅介護支援         | 246    | 258 | 104.9% | 259   | 249 | 96.1%  | 274   | 250 | 91.2%  |

※令和2年度は見込み値

### ②地域密着型サービス

第7期の地域密着型サービスについては、小規模多機能型居宅介護は、平成30年度は計画値を下回りましたが、令和元年度、令和2年度では、計画値を上回った実績となっています。認知症対応型共同生活介護は、おおむね計画どおりの実績となっています。地域密着型通所介護は、平成30年度はほぼ計画どおり、令和元年度は計画値に対して87.3%、令和2年度では、計画値を上回る結果となっています。

単位：人/月

|                      | 平成30年度 |     |        | 令和元年度 |     |        | 令和2年度 |     |        |
|----------------------|--------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|
|                      | 計画     | 実績  | 対比     | 計画    | 実績  | 対比     | 計画    | 実績  | 対比     |
| (2) 地域密着型サービス（合計）    | 110    | 107 | 97.3%  | 120   | 115 | 95.8%  | 124   | 136 | 109.7% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0      | 0   | —      | 0     | 0   | —      | 0     | 0   | —      |
| 夜間対応型訪問介護            | 0      | 0   | —      | 0     | 0   | —      | 0     | 0   | —      |
| 認知症対応型通所介護           | 0      | 0   | —      | 0     | 0   | —      | 0     | 0   | —      |
| 小規模多機能型居宅介護          | 7      | 5   | 71.4%  | 11    | 13  | 118.2% | 11    | 17  | 154.5% |
| 認知症対応型共同生活介護         | 54     | 53  | 98.1%  | 54    | 54  | 100.0% | 54    | 55  | 101.9% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0      | 0   | —      | 0     | 0   | —      | 0     | 0   | —      |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0      | 0   | —      | 0     | 0   | —      | 0     | 0   | —      |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0      | 0   | —      | 0     | 0   | —      | 0     | 0   | —      |
| 地域密着型通所介護            | 49     | 49  | 100.0% | 55    | 48  | 87.3%  | 59    | 64  | 108.5% |

※令和2年度は見込み値



### ③施設サービス

第7期の施設サービスについては、介護老人保健施設で僅かに計画値を下回る実績となっています。介護老人福祉施設では、ほぼ計画値に近い実績となっており、また、介護老人保健施設では、計画値の86.4～97.7%の間の実績となっており、さらに介護療養型医療施設は、計画値を下回る実績となっています。

単位：人／月

|                 | 平成30年度 |     |       | 令和元年度 |     |        | 令和2年度 |     |        |
|-----------------|--------|-----|-------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|
|                 | 計画     | 実績  | 対比    | 計画    | 実績  | 対比     | 計画    | 実績  | 対比     |
| (3) 施設サービス (合計) | 146    | 137 | 93.8% | 146   | 136 | 93.2%  | 146   | 132 | 90.4%  |
| 介護老人福祉施設        | 92     | 91  | 98.9% | 92    | 93  | 101.1% | 92    | 94  | 102.2% |
| 介護老人保健施設        | 44     | 43  | 97.7% | 44    | 41  | 93.2%  | 44    | 38  | 86.4%  |
| 介護療養型医療施設       | 10     | 3   | 30.0% | 10    | 2   | 20.0%  | 10    | 0   | 0.0%   |
| 介護医療院           | 0      | 0   | 0.0%  | 0     | 0   | 0.0%   | 0     | 0   | 0.0%   |

※令和2年度は見込み値

### (3)介護保険給付費の状況

給付費は、介護給付費と介護予防給付費を合わせて、平成30年度は約9億円、令和元年度は約9.07億円、令和2年度は約9.65億円と年々増加しています。

単位：千円

|           | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   |
|-----------|---------|---------|---------|
| 介護保険給付費合計 | 900,105 | 907,509 | 965,779 |

※令和2年度は見込み値

#### 1. 予防給付

単位：千円

|                   | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  |
|-------------------|--------|--------|--------|
| (1) 介護予防サービス (合計) | 22,787 | 26,583 | 25,702 |
| 介護予防訪問介護          | —      | —      | —      |
| 介護予防訪問入浴介護        | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防訪問看護          | 1,773  | 1,241  | 594    |
| 介護予防訪問リハビリテーション   | 211    | 976    | 547    |
| 介護予防居宅療養管理指導      | 158    | 87     | 75     |
| 介護予防通所介護          | —      | —      | —      |
| 介護予防通所リハビリテーション   | 5,341  | 7,247  | 7,155  |
| 介護予防短期入所生活介護      | 1,016  | 714    | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護      | 362    | 57     | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与        | 5,701  | 5,740  | 6,034  |
| 特定介護予防福祉用具購入費     | 463    | 420    | 457    |
| 介護予防住宅改修          | 963    | 1,378  | 2,573  |
| 介護予防特定施設入居者生活介護   | 1,402  | 2,711  | 2,273  |
| 介護予防支援            | 5,396  | 6,011  | 5,995  |

※令和2年度は見込み値

単位：千円

|                       | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------|--------|-------|-------|
| (2) 地域密着型介護予防サービス（合計） | 195    | 26    | 0     |
| 介護予防認知症対応型通所介護        | 0      | 0     | 0     |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護       | 195    | 26    | 0     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護      | 0      | 0     | 0     |

※令和2年度は見込み値

## 2. 介護給付

単位：千円

|                | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   |
|----------------|---------|---------|---------|
| (1) 居宅サービス（合計） | 234,342 | 222,220 | 258,961 |
| 訪問介護           | 46,614  | 44,910  | 61,043  |
| 訪問入浴介護         | 4,017   | 2,896   | 1,634   |
| 訪問看護           | 7,316   | 5,809   | 10,812  |
| 訪問リハビリテーション    | 746     | 1,480   | 2,390   |
| 居宅療養管理指導       | 670     | 955     | 1,243   |
| 通所介護           | 69,761  | 66,870  | 77,287  |
| 通所リハビリテーション    | 22,138  | 20,580  | 19,984  |
| 短期入所生活介護       | 21,543  | 19,035  | 18,956  |
| 短期入所療養介護       | 9,638   | 8,455   | 7,161   |
| 福祉用具貸与         | 20,223  | 18,004  | 18,431  |
| 特定福祉用具購入費      | 1,151   | 980     | 1,338   |
| 住宅改修費          | 1,851   | 1,744   | 2,037   |
| 特定施設入居者生活介護    | 28,673  | 30,503  | 36,647  |

※令和2年度は見込み値

単位：千円

|                      | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   |
|----------------------|---------|---------|---------|
| (2) 地域密着型サービス（合計）    | 259,138 | 273,596 | 300,972 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0       | 0       | 0       |
| 夜間対応型訪問介護            | 0       | 0       | 0       |
| 認知症対応型通所介護           | 0       | 0       | 0       |
| 小規模多機能型居宅介護          | 9,426   | 23,383  | 31,957  |
| 認知症対応型共同生活介護         | 154,684 | 159,028 | 165,914 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0       | 0       | 0       |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型通所介護            | 48,175  | 45,845  | 57,275  |
| 居宅介護支援               | 46,853  | 45,340  | 45,827  |

※令和2年度は見込み値

単位：千円

|                | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   |
|----------------|---------|---------|---------|
| (3) 施設サービス（合計） | 383,643 | 385,084 | 392,468 |
| 介護老人福祉施設       | 274,634 | 279,418 | 293,480 |
| 介護老人保健施設       | 96,853  | 94,967  | 86,663  |
| 介護療養型医療施設      | 12,156  | 10,699  | 1,292   |
| 介護医療院          | 0       | 0       | 11,033  |

※令和2年度は見込み値

## 8. 人口及び要介護認定者数の将来推計

### (1) 高齢者人口の推計

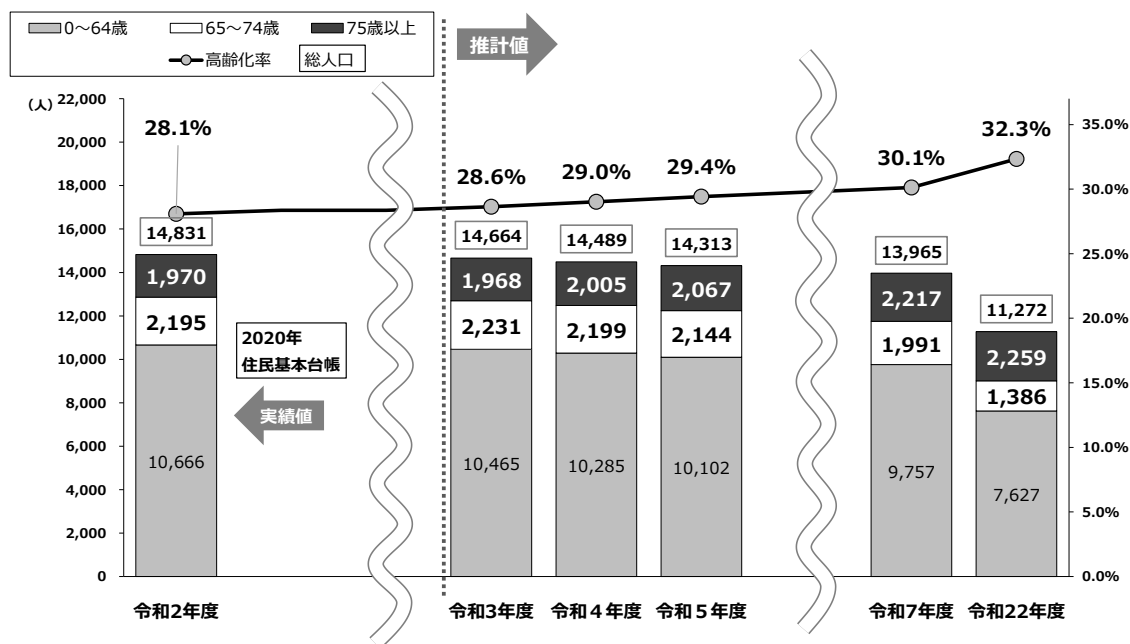
人口推計は、平成27年度～令和2年度の住民基本台帳人口を用いて、令和2年度を起点に試算した第8期将来推計用の推計人口を採用しており、当該推計ではコーホート変化率法※を使用しています。総人口は今後減少傾向が続き、令和5年度には14,664人、令和7年度には13,965人、令和22年度には11,272人になると予測されます。

65歳以上の高齢者人口は令和5年度には4,211人となり、令和7年度には4,208人、令和22年度には3,645人になるものと見込まれます。その結果、高齢化率は上昇を続けると予測されます。

#### ▼ 高齢者人口の推計

|          | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和7年度  | 令和22年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口（人）   | 14,831 | 14,664 | 14,489 | 14,313 | 13,965 | 11,272 |
| 高齢者人口（人） | 4,165  | 4,199  | 4,204  | 4,211  | 4,208  | 3,645  |
| 前期高齢者（人） | 2,195  | 2,231  | 2,199  | 2,144  | 1,991  | 1,386  |
| 後期高齢者（人） | 1,970  | 1,968  | 2,005  | 2,067  | 2,217  | 2,259  |
| 高齢化率     | 28.1%  | 28.6%  | 29.0%  | 29.4%  | 30.1%  | 32.3%  |

#### ▼ 人口・高齢者人口・高齢化率の推計



資料：住民基本台帳人口（平成27年度～令和2年度各10月1日）

※コーホート変化率法：各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## (2)要支援・要介護認定者数の推計

将来の要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、要介護度別、性別、年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、人口推計をもとにしながら推計しました。

第1号被保険者の認定者数は本計画期間となる令和3年度から令和5年度の間に688人から716人へ増加すると見込んでいます。

第1号被保険者認定率は、令和5年度に17.0%になると見込んでいます。

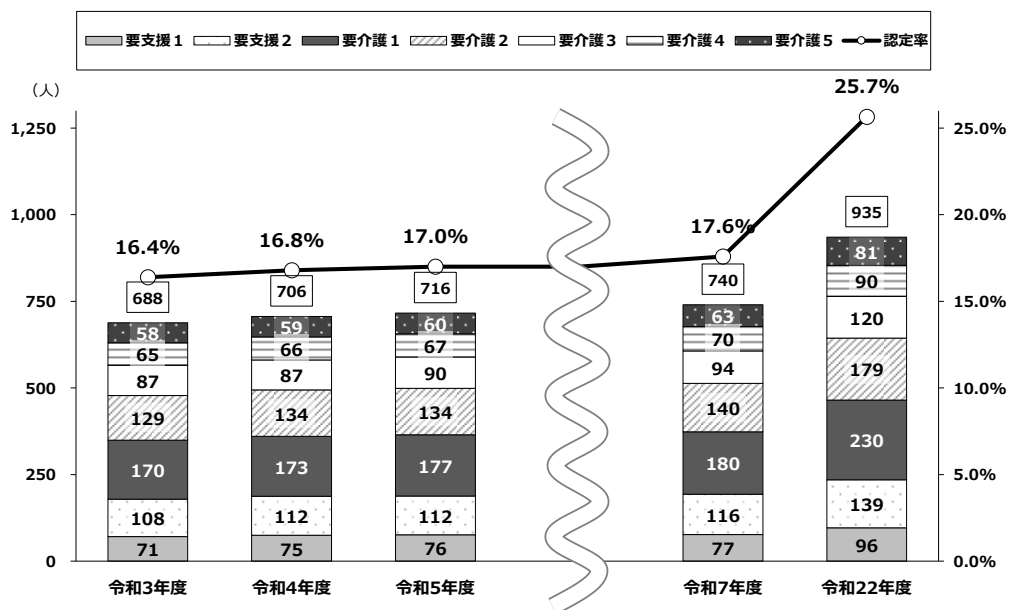
### ▼ 要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

| 区分                | 実績<br>(見込み) | 推計        |           |           |           |            |
|-------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
|                   |             | 本計画期間     |           |           | 令和<br>7年度 | 令和<br>22年度 |
|                   |             | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 |           |            |
| 第1号被保険者数          | 4,165       | 4,199     | 4,204     | 4,211     | 4,208     | 3,645      |
| 認定者数<br>(第1号被保険者) | 669         | 688       | 706       | 716       | 740       | 935        |
| 要支援1              | 70          | 71        | 75        | 76        | 77        | 96         |
| 要支援2              | 104         | 108       | 112       | 112       | 116       | 139        |
| 要介護1              | 160         | 170       | 173       | 177       | 180       | 230        |
| 要介護2              | 122         | 129       | 134       | 134       | 140       | 179        |
| 要介護3              | 90          | 87        | 87        | 90        | 94        | 120        |
| 要介護4              | 62          | 65        | 66        | 67        | 70        | 90         |
| 要介護5              | 61          | 58        | 59        | 60        | 63        | 81         |
| 第1号被保険者認定率        | 16.1%       | 16.4%     | 16.8%     | 17.0%     | 17.6%     | 25.7%      |
| 認定者数全体            | 680         | 698       | 716       | 726       | 750       | 944        |

資料：地域包括ケア「見える化」システムにより推計

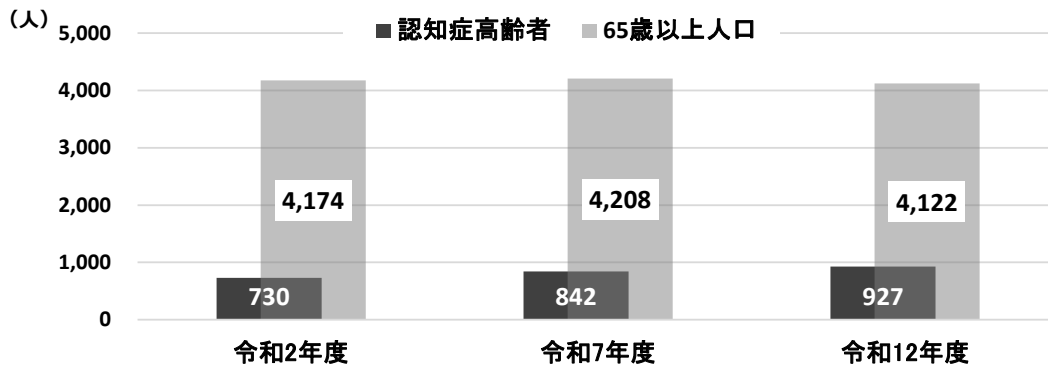
### ▼ 本計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計



### (3)認知症高齢者数の推計

全国の推計による認知症推定有病率の割合を、本町の高齢者推計人口にあてはめて推計すると、本町の認知症高齢者数（65歳以上）は令和7年に842人に、令和12年には927人になると予測されます。

#### ▼ 認知症高齢者数の推計



出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2014年度）」の推定有病率により推計  
※長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率と仮定した場合の推定有病率（2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。令和2年17.5%、令和7年20.6%、令和12年23.2%）を採用



## 第 3 章 計画の目標及び基本理念

---





# 第3章 計画の目標及び基本理念

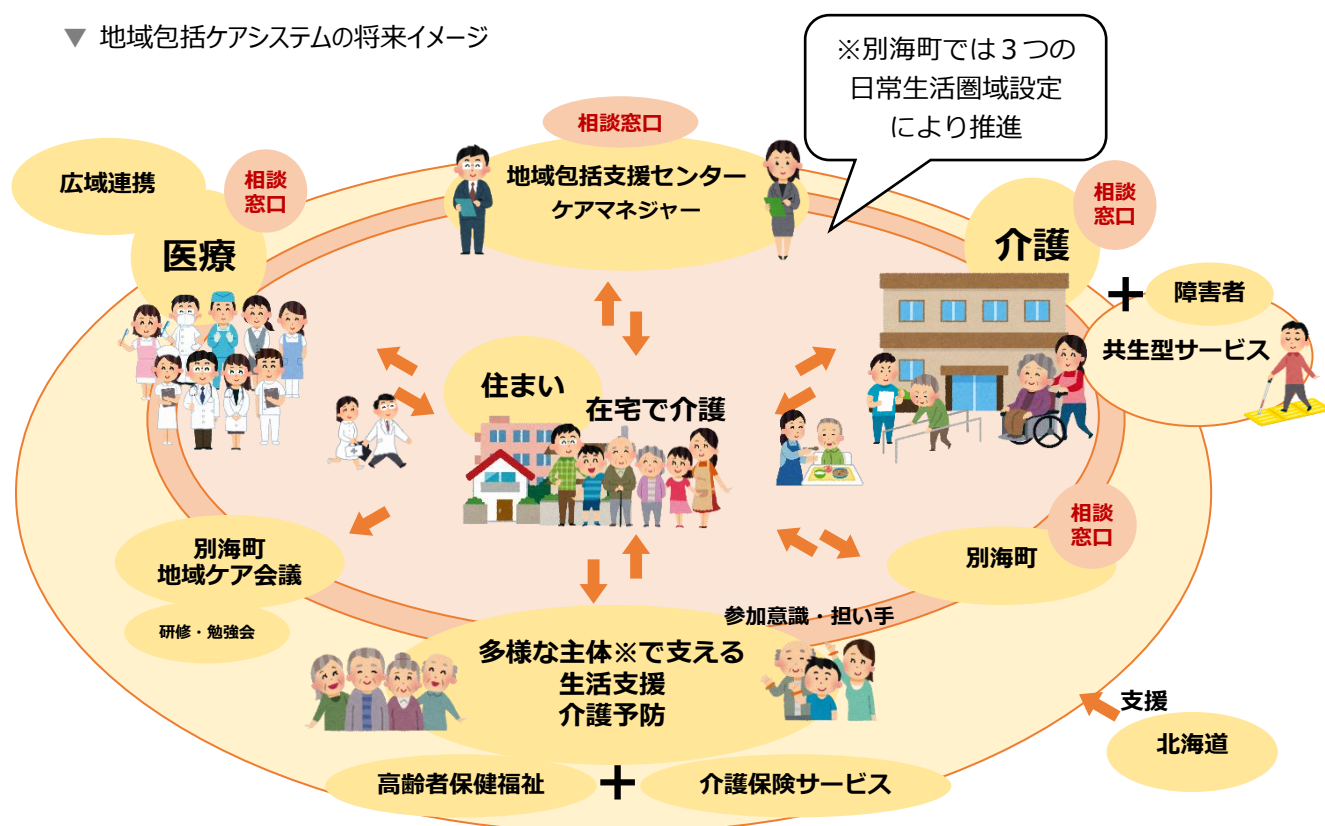
## 1. 令和7年までに目指す姿

本町で大きな人口集団を占める層が後期高齢者となるのは令和4～7年頃と考えられます。これは、国が注視している令和7年よりも僅かに早いタイミングとなります。

さらに、令和22年度には、団塊ジュニアと言われる層が65歳以上になるタイミングにもなり、人口減少とともに地域包括ケアシステムを長期的に継続させることへの備えも課題となっています。

本町においては、健康な高齢者がいつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険により提供される施設・居住系あるいは在宅で受けられるサービス、もし重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療と介護の連携を圏域単位で強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を、より推進していく必要があります。

▼ 地域包括ケアシステムの将来イメージ



※多様な主体：住民、老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO、社会福祉協議会等

注：●相談窓口は、今後の設置検討事項を含んでいます。

資料：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より

## 2. 地域包括ケアシステムの5つの構成要素

地域包括ケアシステムでは、「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「すまい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えます。

### ●すまいとすまい方

生活の基盤として必要なすまいが整備され、本人の希望と経済力にかなったすまい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提です。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要となります。

### ●生活支援・福祉サービス

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化があっても尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行います。

生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様です。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も必要となります。

### ●介護・医療・予防

個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）仕組みが必要となります。また、ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供することも必要となります。

### ●本人・家族の選択と心構え

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を本人と家族が理解し、そのための心構えを持つことが必要となります。



資料：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より

### 3. 計画の基本理念

---

#### 基本理念

## 高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持てる、 つながりのある地域社会の構築

別海町の高齢化率が28.1%と、超高齢社会（高齢者が21%超）の状況にあり、今後、要支援・要介護認定者数の増加も見込まれるため、高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即した介護保険サービス、高齢者保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を支援することが求められます。

また、今後、高齢期を迎える世代も含め、高齢者や地域の関係団体等と、行政が協働のもと、すべての町民が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう引き続き地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが必要となります。

前計画でも掲げた基本理念は、今後も求められる取り組みの方向性や、本計画で目指す地域包括ケアシステムの深化・推進の方向性に合致していることから、「地域包括ケアシステムの構築」を目指し、本計画においても引き続き、基本理念として踏襲していくこととします。

## 4. 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の3年間で実現すべきこととして4つの基本目標を設定し、高齢者施策の体系的推進と円滑な実施を目指します。

### 基本目標 1

#### 生きがいを持ち、積極的に社会参加できる環境づくり

高齢者一人ひとりが、それまでに培ってきた知識・技能・経験などを生かし、いつまでも元気で、地域の一員として積極的な関わりを持ちながら、生きがいある暮らしを続けるとともに、地域の活性化に貢献できるよう、高齢者が社会参加しやすい環境づくりに引き続き努めます。

### 基本目標 2

#### 高齢者の健康づくり

高齢者一人ひとりができる限り要介護状態とならず、健康で生活の質の向上を図りながら生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図りながら、それぞれの状態に応じた健康づくりや生活機能低下の早期発見・早期対応を行う介護予防事業の推進に今後も努めます。

また、今後増加が見込まれる認知症高齢者について、早期の段階からの受診の促進、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への適切な支援を行うなど、認知症高齢者支援の体制づくりを継続していきます。

### 基本目標 3

#### 安心して生活できる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるよう、また、高齢者が自立した生活を送れるよう、すべての高齢者の生活を地域全体で支えるため、地域の住民、企業、各種団体、NPO、行政などの密な連携のもと、地域力の向上と元気な高齢者が主体となって地域のつながりを図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを継続していきます。

### 基本目標 4

#### 介護サービスの充実

要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などが増加していくことを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう、また、団塊ジュニアが高齢者になる令和22年も見据えて介護サービスが継続できるように努め、業務の効率化と質的向上にも取り組み、さらに、地域密着型サービスなどの多様なサービスのもとで「在宅重視」の基本原則に立った体制づくりも継続し、介護サービスの更なる充実に努めます。

## 5. 施策の体系図

本計画の施策体系については、以下のとおりです。





## 第4章 施策の展開

---





## 第4章 施策の展開

介護保険事業計画（高齢者保健福祉計画と一体的に策定）は、第6期計画より地域包括ケア計画として位置付けし、令和7年度まで継続していくとされています。さらに、令和22年度も見据えて継続しながら地域包括ケアを進めていく計画とされています。

本計画では、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成される地域支援事業と、高齢者保健福祉事業を一体的に実施していくこととなります。

施策の展開にあたっては、制度上の枠組みによらず、基本目標に沿って整理するものとしします。

### 1. 基本目標1 生きがいを持ち、積極的に社会参加できる環境づくり

#### (1)交流機会・生きがいづくりの充実

##### ①老人クラブ活動の支援

老人クラブは、生きがいづくり活動、健康づくり活動、地域づくり活動などを通じた自らの生きがい・健康づくりはもとより、ボランティア活動などにより地域社会に積極的に貢献し、地域活動の担い手となる団体であることから、今後も連合町内会や社会福祉協議会事務局と協力して活動の支援を継続していきます。

| 目標・計画値  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 団体数（団体） | 20    | 20    | 20    |
| 会員数（人）  | 525   | 551   | 578   |

##### ②ふれあい・いきいきサロン事業

アクティブシニア<sup>※</sup>の社会参加や外出機会を確保するため、日常的に仲間と会話をしたり、楽しい時間を過ごしたりする場として、引き続きサロン活動の活性化を図るとともに、さらに多くの高齢者が気軽に参加できるような取り組みを行います。

また、令和4年4月（予定）から「別海町生涯学習センター（みなくる）」へ別海地区サロンを移転することで、高齢者のみならず、様々な世代間交流が図れる集いの場としての効果も期待されます。

| 目標・計画値    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 実施か所数（か所） | 3     | 3     | 3     |
| 参加者数（人）   | 20    | 20    | 20    |

※アクティブシニア：自分なりの価値観を持ち、定年退職後にも、趣味など様々な活動に意欲的な、元気なシニア層のことを意味しています。

### ③生涯学習の推進

高齢者の多様化・高度化する学習ニーズに対応するとともに、高齢者の経験や知識、技能などを生かした学びや地域社会に参加・貢献できる環境づくりを推進するなど、今後も、生涯学習を通じた高齢者の生きがいづくりの環境整備に努めていきます。

### ④敬老事業の推進

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、高齢者の福祉についての関心と理解を深め、高齢者自らが心身ともに充実した生活ができるよう、敬老会開催を継続して支援していきます。

### ⑤共生型小規模福祉施設の活用

NPO法人スワンの家が開設する「共生型小規模福祉施設」において行う共生型事業（障がい者、高齢者、児童などに一体的に福祉サービスを提供する事業）を活用し、障がい者の社会参加の促進及び地域住民との相互理解が図れるように、事業を継続していきます。

## (2)高齢者の社会参加の推進

### ①高齢者の福祉活動促進

高齢になっても、社会の重要な一員として活躍できるよう、また、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足できるよう、ボランティア活動やNPOなどの活動に参加できる環境づくりを継続していきます。

### ②学びと交流機会の充実

高齢者一人ひとりの考え方や生き方を十分に把握し、実態に応じた学習内容や方法の改善及び活動の場や生きがいづくりを進めるとともに、高齢者の豊かな知識・技能・経験の活用を通し、世代間の交流を図ります。

また、趣味や文化・スポーツ活動などにより、連帯感に富んだ自発的な仲間づくりの奨励助長を継続して、いきいきとした人生を送れるような環境づくりに努めていきます。

### ③就業の促進

高齢者が豊富な経験をもとに、いつまでも元気で働くことができるよう就業機会の支援を行っていきます。また、アクティブシニアの活躍支援のために、新たに始まる就労的活動支援コーディネーターの導入については、近隣市町村などの状況を把握した上で、就業環境づくりに努めていきます。

## 2. 基本目標2 高齢者の健康づくり

---

### (1)健康づくりの推進

高齢期をいきいきと暮らすためには、介護予防と併せて、高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸に向けて、日頃からの健康づくりや疾病予防が重要となっています。「第2期別海町保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、健康でいきいきとした人生を送れるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、生涯にわたる保健事業の充実に取り組みます。

また、75歳以上の高齢者の生活習慣病対策・フレイル<sup>※</sup>対策としての保健事業(医療保険)と介護予防(介護保険)の一体的な実施に努めていきます。

※フレイル：加齢とともに筋力や心身の活力が低下して健康障害を起こしやすい状態のことを意味します。

#### ①健康づくりの推進

健康的な生活習慣を目指し、地域ぐるみの健康づくりを推進するなど、町民一人ひとりが運動を通じた健康づくりに主体的に取り組める体制づくりに努め、健康管理意識の向上と自主的な健康づくりを促進していきます。

### (2)高齢者保健サービスの充実

#### ①健康教育

町民自ら健康について高い関心を持ち、寝たきりにならないように、日常生活の中で健康づくりの意識を高め、健康・介護予防に関する知識の普及を図るため、住民参加型の学習機会の充実と周知を強化していきます。

#### ②健康診査

自分自身の生活習慣を見直し、生涯におけるセルフケアの意識を育てていくためにも、広報での周知や対象者への健診案内により、受診勧奨をしていきます。また、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、被保険者(主に75歳以上の高齢者)を対象に、集団及び個別に生活習慣病検診を実施しています。

#### ③健康相談

健康に関することなど、医療・保健・福祉が連携し相談体制の充実を図ります。

### (3)介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が病気や障がいにより身体活動量が低下すると廃用症候群（生活不活発病）※になりやすい状況となります。高齢者自身がいきいきとした生活を送るため、介護予防の取り組みを充実させ、高齢者の生活機能の維持改善を推進していきます。

地域全体へ自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や、口腔機能向上、栄養ケアマネジメントの推進、多職種連携による取り組みの推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実情に応じた様々な取り組みを行うことが重要となります。

また、効果的な取り組みを実践するため、地域におけるリハビリテーションの専門職等の知見を活用しながら、高齢者の自立支援となる取り組みを推進することで、要介護状態等になっても、「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することも重要となります。

さらに、アクティブシニアが人生経験と時間を生かしつつ、世代を超えた人とのつながりを持ち、自らの役割を感じて活躍できる社会の実現も求められていることから、アクティブシニアが地域の支え合い体制づくりに参加できるよう努めていきます。

その他、令和3年度より総合事業の対象者の弾力化によって、一部のサービスにおいて要介護認定者についても利用可能になることから、介護予防・生活支援サービスの充実を図ることも課題となります。

※廃用症候群（生活不活発病）：「動かない」（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」ことを言います。厚労省では、生活不活発病を防ぐ取り組みとしてチェックリストを作り生活不活発病の予防・改善に繋がる取り組みを進めています。

#### <一般介護予防事業> （介護予防・日常生活支援総合事業）

65歳以上のすべての方を対象に、何らかの支援を要する方を把握して介護予防活動へつなげる取り組みや、介護予防に関する知識の普及や啓発を行うとともに、自発的かつ主体的な活動が行えるよう支援する環境づくりを継続していきます。

要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

#### ① 介護予防把握事業

要支援・要介護状態になるおそれのある65歳以上の方に、介護予防に関する調査（基本チェックリスト）を行い、「支援を要する高齢者」の状況を把握し、健康的でいきいきとした生活が送れるよう、支援に努めていきます。

| 目標・計画値      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 事業対象者数（実人数） | 30    | 30    | 30    |

## ②介護予防普及啓発事業

基本的な知識を広く知ってもらうために、介護予防パンフレットを作成・配布するとともに、健康教育、運動教室などを実施します。また、いきいき元気あっぷ健康体操教室については、実施する地域の拡充に努め、閉じこもり予防や健康で生活の質の向上が図れるように、事業を継続していきます。

| 目標・計画値               | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|
| いきいき元気あっぷ健康体操教室(延人数) | 300   | 300   | 300   |
| いきいき元気あっぷ健康体操教室(回)   | 36    | 36    | 36    |

## <第1号事業> (介護予防・日常生活支援総合事業)

要支援者等の生活支援のニーズに対応するため、多様なサービスを行うもので、訪問型のサービスと通所型のサービスがあります。

### ①訪問介護員派遣事業

専門職が在宅においてできにくくなった日常生活動作や家事、対人関係等の助言や指導、支援を行うことで自立を促し、要介護状態への進行を予防し、孤立状態にもならないように、事業を継続していきます。

| 目標・計画値       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 年間実利用者数(実人数) | 65    | 67    | 69    |
| 年間延利用数(回)    | 3,900 | 3,980 | 4,060 |

### ②はつらっデイサービス事業

デイサービスセンター等において交流や入浴・食事の場を提供し、要介護状態への進行を予防します。

また、単に外出や入浴の機会を確保することではなく、身体レベルの維持・向上を目的とした、健康体操等を中心としたメニューのサービス提供を一部の地域限定となりますが継続していきます。

| 目標・計画値                  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| はつらっデイ(入浴有) 年間利用者数(実人数) | 86    | 89    | 92    |
| はつらっデイ(入浴有) 年間延利用数(回)   | 5,467 | 5,576 | 5,687 |
| はつらっデイ(入浴無) 年間利用者数(実人数) | 43    | 44    | 45    |
| はつらっデイ(入浴無) 年間延利用数(回)   | 2,312 | 2,358 | 2,405 |

## <その他の生活支援サービス> (介護予防・日常生活支援総合事業)

自立支援に資する生活上の支援として、訪問による相談・指導を行います。

### ①口腔機能向上・栄養改善プログラム

口腔機能低下や低栄養状態や栄養改善が必要と思われる方を対象に、歯科衛生士や管理栄養士が訪問して必要な相談・指導を実施し、健康で生活の質の向上が図れるように、支援を継続していきます。

| 目標・計画値           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 口腔機能向上プログラム（実人数） | 3     | 3     | 3     |
| 栄養改善プログラム（実人数）   | 3     | 3     | 3     |

## <介護予防ケアマネジメント> (介護予防・日常生活支援総合事業)

### ①介護予防ケアマネジメント

事業対象者に、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、また、効果的なケアに繋がるように、次のプロセスによる介護予防ケアマネジメントを行います。

- 1) 課題分析（アセスメント）
- 2) 目標の設定
- 3) 介護予防ケアプランの作成（必要者のみ）
- 4) モニタリングの実施
- 5) 事業評価

| 目標・計画値            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 介護予防ケアプランの作成（延人数） | 1,350 | 1,360 | 1,370 |

### 3. 基本目標3 安心して生活できる環境づくり

#### (1)生活を支援するサービスの充実

##### ①情報提供・相談体制の充実（包括的支援事業）

広報や町ホームページなどを通じ、福祉サービスやボランティア活動、福祉施設の紹介などを行い、各種活動の啓発・周知に努めていきます。

総合的な相談により、高齢者の心身の状態や居宅における生活の状況を把握し、保健・医療、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡・調整を行い、孤立状況を防げるような環境づくりにも努めていきます。

##### ②配食サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

食事の準備が困難な高齢者世帯に対し、安否確認を兼ね、栄養バランスのとれた食事を提供し、高齢者の栄養改善に繋がる事業を継続していきます。

| 目標・計画値             | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 年間実利用者数(総合事業分)(人)  | 11    | 13    | 15    |
| 年間延利用配食数(総合事業分)(食) | 3,026 | 3,086 | 3,147 |
| 年間実利用者数(他事業分)(人)   | 28    | 30    | 32    |
| 年間延利用配食数(他事業分)(食)  | 7,037 | 7,177 | 7,320 |

##### ③外出支援サービス事業

交通機関を利用して移動することが困難な在宅の寝たきり高齢者などに対し、移送用車両により利用者の居宅と在宅サービスを提供する場所、医療機関などとの間を送迎するサービスを提供し、外出に対する不安を減らすことで、閉じこもり防止や家族介護者の負担軽減に今後も努めていきます。

| 目標・計画値      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 年間実利用者数(人)  | 12    | 13    | 14    |
| 年間延外出支援数(回) | 265   | 277   | 289   |

#### ④家族介護用品支給事業

在宅で重度（要介護4及び5）の要介護者を介護している低所得者世帯に対して、介護用品給付券を交付します。

| 目標・計画値  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 給付者数（人） | 5     | 5     | 5     |

#### ⑤除雪サービス事業

ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者などで除雪をすることが困難な世帯を対象に、私道などの除雪を行い、安心した生活が送れるよう事業を継続していきます。

| 目標・計画値     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 除雪対象世帯数（件） | 200   | 200   | 200   |

#### ⑥安否確認及び日常生活相談事業等

地域住民との交流が少ないひとり暮らし高齢者などに定期的に電話又は訪問し、安否確認や日常生活の相談を行うことにより、安全の確保と孤独感や不安の解消を図ります。

また、郵便物の集配時や新聞配達時など、日常業務遂行中に異変を発見した場合、町に通報してもらうなど、コープさっぽろ及びセブン・イレブン・ジャパン等との「地域における見守り活動に関する協定」等を活用し、見守り体制の強化を継続していきます。

#### ⑦福祉入浴券支給事業

高齢者及び障がい者の外出を促すことで、介護費用や医療費の給付軽減を図るため、申請のあった方に、町内の複数の施設を利用できる無料入浴券を給付します。

| 目標・計画値  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 交付枚数（枚） | 3830  | 3874  | 3918  |

#### ⑧バス・ハイヤー共通利用券交付事業

高齢者等の外出を促すため、低所得世帯の高齢者等に対し、バス・ハイヤー共通利用券を交付します。

| 目標・計画値  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 交付件数（件） | 2,788 | 2,802 | 2,916 |



### ⑨緊急通報システム運営事業

緊急時にその状況を他者に知らせ、支援を受けるシステムとしてひとり暮らし高齢者などの自宅に電話回線を利用した発信機器を貸与し、安心な生活が送れるよう事業を継続していきます。

| 目標・計画値  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 設置台数（台） | 100   | 110   | 120   |

### ⑩ケアハウス

現在指定管理者制度で運営しているケアハウス「みどり野」（定員30名）では、入浴や食事サービスの提供を行うとともに入居者の相談などに応じるほか、在宅福祉サービスの導入により在宅ケアの確保を継続していきます。

| 目標・計画値  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 入所者数（人） | 30    | 30    | 30    |

### ⑪高齢者生活ハウス

現在指定管理者制度で運営している高齢者生活ハウス（定員11名）では、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。

| 目標・計画値  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 入所者数（人） | 11    | 11    | 11    |

### ⑫高齢者にやさしい住宅の整備など

公営住宅の整備については、虚弱な高齢者やひとり暮らしの高齢者などが安心して生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境の整備を継続し、高齢者にやさしい住宅整備に努めていきます。

## (2)高齢者権利擁護体制の充実（包括的支援事業）

### ①高齢者虐待防止対策の推進

高齢者や養護者（介護者）に対して相談・助言を行うとともに、関係機関や専門機関との連携を深め、情報共有を図りながら、高齢者虐待を早期に発見し、適切な支援が展開できるよう高齢者虐待防止ネットワークを構築し、また、介護者へのケアを進めて、高齢者の虐待につながらないように、努めていきます。

### ②成年後見制度などの活用

認知症高齢者や障がいのある方が不利益や権利の侵害を受けることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用を促進します。

また、町民が一定の知識等を身に付けることができる市民後見人養成研修講座及び市民後見人フォローアップ研修を計画的に開催し、市民後見人の養成を継続していきます。

| 目標・計画値            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 市民後見人養成研修講座（人）    | -     | -     | 20    |
| 市民後見人フォローアップ研修（人） | 10    | 10    | -     |

### ●成年後見制度の種類

| 類 型      | 任意後見制度<br>(判断能力のある人)                                                | 法定後見制度<br>(判断能力が不十分な人)                                                          |                               |                               |
|----------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|          | 任意後見制度                                                              | 後見制度                                                                            | 保佐制度                          | 補助制度                          |
| 対 象 者    | 判断能力のある人                                                            | 日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人                                                        | 日常生活で判断能力が著しく不十分な人            | 日常生活で判断能力が不十分な人               |
| 支 援 する 人 | 判断能力があるうちに自分で任意後見受任者を決めておく。<br>判断能力が衰えたときには、申立てにより任意後見受任者が任意後見人となる。 | 本人または親族や町長の申立てにより裁判所が選任した成年後見人                                                  | 本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した保佐人 | 本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した補助人 |
|          |                                                                     | 配偶者や親族、市民後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人から、家庭裁判所が本人にとって適切と思われる人や法人から選任する。 |                               |                               |

### ③消費者被害の防止

高齢者が、訪問販売や詐欺的な商法などの消費者被害にあわないよう、民生委員や介護支援専門員、訪問介護員などと連携を図り、高齢者をはじめ、地域住民への注意喚起を継続していきます。

## (3)地域包括支援センターの充実（包括的支援事業）

町民の身近な相談・支援窓口として、また、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的な機関として役場福祉部に地域包括支援センターを設置しています。

今後、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など業務量の増加が予想されます。また、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」といった包括的支援事業に位置付けられる取り組みは、すべて地域包括支援センターと連携することが必要とされるため、適切な人員配置の確保に努めるとともに、センターの運営が安定的・継続的に行われるよう、引き続き、体制の整備に努めます。

### ①介護予防ケアマネジメント

事業対象者・要支援者に、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、また、効果的なケアに繋がるよう、介護予防ケアマネジメントを行います。（p56参照）

### ②総合相談・支援

高齢者やその家族の介護に関する悩みや問題に対応しています。介護保険だけではなく、様々な制度や社会資源を利用した総合的な支援を関係機関と連携を図りながら、相談体制を強化していきます。

| 目標・計画値      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 総合相談新規件数（件） | 240   | 250   | 260   |

### ③権利擁護・虐待防止など

高齢者が安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図りながら、成年後見制度の紹介や高齢者虐待防止、消費者被害防止などの取り組みを強化していきます。

### ④包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員への支援や、医療・福祉・保健などの関係機関とのネットワークづくりを行うものです。個々における関係機関との連絡・調整に加え、多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制づくりを継続して実施していきます。

### ⑤地域ケア会議の充実

民生委員などを含めた多職種による視点を交え、高齢者への適切な支援や、個別ケースの分析等を通じた地域課題の整理、地域資源の開発や地域づくり、さらには高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等への反映など政策形成につなげることを目指し、地域ケア会議を実施していきます。

| 「地域ケア会議」の5つの機能    | 内容                                                                                 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 個別課題の解決         | 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能 |
| イ 地域包括支援ネットワークの構築 | 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能                               |
| ウ 地域課題発見          | 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能                                         |
| エ 地域づくり資源開発       | インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能                                         |
| オ 政策形成            | 地域に必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していく機能                                                    |

### (4)高齢者の見守り体制の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるように、地域包括支援センターをはじめ、地域住民や関係団体との協働・連携のもと、高齢者を地域全体で支えていく体制（地域ケアシステム）の推進や、地域と一体となった見守り体制の環境づくりを継続していきます。

### (5)災害時における避難行動要支援者支援体制の推進

在宅で暮らす高齢者や障がい者など、災害時において避難行動に支援を必要とする方が、地域の中で互助により避難することができる体制を整備し、安全かつ安心して暮らせる地域づくりを継続していきます。

## (6)在宅医療・介護連携の推進（包括的支援事業）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域における医療と介護の連携を推進する事業です。

医療と介護を支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題がある中で、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向け、圏域の医師会や関係者の連携に必要な下記の各事業について、実施済みのものについては評価を、未実施のものについては引き続き実施時期等を検討していきます。

### 在宅医療・介護連携 推進事業の事業項目

|     |                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) | 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業                                         |
| (イ) | 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業                                                |
| (ウ) | 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業                                                                      |
| (エ) | 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業 |

## (7)認知症支援対策の充実（包括的支援事業）

認知症高齢者数は全国的に増加傾向と推計されており、本町においても、日常生活で何らかの支援が必要とされる認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方が433人（令和2年3月31日現在）となっています。

認知症施策は、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を推進してきました。今後の更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府は令和元年6月に「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」）を取りまとめました。

大綱では、対象期間の令和7年まで、「共生」と「予防」※を基本的な考え方として、5つの柱に沿って（都道府県、市町村は4つの柱）施策を推進するとされています。

認知症施策をより充実させるため、支援体制の整備を進めながら「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」とともに、大綱で示された「共生」と「予防」を基本的な考え方として、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」、障壁を減らす「認知症バリアフリー」、通いの場の拡大などの「予防」の取り組みを進めていきます。

本町においては、認知症に関する正しい知識と理解を持って、家庭において認知症高齢者が適切に在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センター相談窓口などの周知を継続していきます。

また、高齢者の見守り体制をはじめ、町民、各種団体、ボランティア、サービス提

供事業者、事業者など、地域全体で認知症高齢者を見守り、支えられる地域づくりに取り組むとともに、家族介護者の負担の軽減を図ることができるよう、社会福祉協議会などとも連携し、認知症サポーターによる支援チーム「チームオレンジ」の育成について検討していきます。

さらに、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、早期発見・早期治療に結びつける体制づくりを、地域や医療機関等と連携しながら構築を目指します。

また、住民一人ひとりが、認知症は誰もがなり得るという認識や、認知症への正しい知識を持つことも重要であることから、地域住民が協力して、地域全体で見守る環境づくりを継続していきます。

※「共生」と「予防」の定義について

- ・「共生」: 認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味
- ・「予防」: 「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

■認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)7つの柱と自治体で取り組むべき事項

| 認知症施策推進総合戦略<br>(新オレンジプラン)の7つの柱                         | 別海町の取り組み                                                                              |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進                               | ● 認知症サポーター養成と支援                                                                       |
| 2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供                            | ● 認知症ケアパスの作成を検討<br>● 認知症初期集中支援チームの設置                                                  |
| 3 若年性認知症施策の強化                                          | ● 若年性認知症ハンドブック(改訂3版)の周知・配布                                                            |
| 4 認知症の人・介護者への支援                                        | ● 認知症初期集中支援推進事業の実施<br>● 認知症カフェの整備を検討<br>● 家族介護者支援の検討                                  |
| 5 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進                               | ● 高齢者にやさしい住宅の整備 ● 高齢者サロン整備・拡充 ● 認知症カフェの整備を検討<br>● 高齢者見守り体制構築 ● 成年後見制度の活用促進 ● 高齢者の虐待防止 |
| 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 | ● 最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る。                                                          |
| 7 認知症の人やその家族の視点の重視                                     | ● 認知症施策の企画・立案や評価へ、認知症の人やその家族の参画を検討します。                                                |

## ■認知症施策推進大綱 4つの柱と別海町で取り組む事項

| 認知症施策推進大綱 4つの柱                     | 別海町の取り組み                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 普及啓発・本人発信支援                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症サポーター養成講座の開催</li> <li>● 認知症ケアパスの作成を検討</li> <li>● ホームページ等による相談窓口の周知</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 2 予防                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症ケアパスの作成を検討</li> <li>● 介護予防の通いの場への参加を促進</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
| 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症地域支援推進員の配置検討</li> <li>● 認知症初期集中支援チームによる支援活動</li> <li>● 認知症家族介護者のつどいの開催検討</li> <li>● 認知症カフェの開催支援</li> <li>● 認知症ケアパスの作成を検討</li> </ul>                                                                                                         |
| 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の見守り体制の構築</li> <li>● 認知症カフェの開催支援</li> <li>● 認知症家族介護者のつどいの開催検討</li> <li>● 若年性認知症ハンドブック(改訂3版)の周知・配布</li> <li>● 成年後見制度の活用促進</li> <li>● 高齢者虐待防止の取り組み</li> <li>● 消費者被害防止の取り組み</li> <li>● 認知症サポーター等による支援ニーズに沿った活動を行う支援チーム「チームオレンジ」の育成検討</li> </ul> |

認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、本町では、次の取り組みについて実施・検討します。

### ①認知症初期集中支援チームの設置

地域の方や家族からの相談等により認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を複数の専門職が訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置しました。チームは、認知症サポート医と医療系及び介護系の専門職から構成されています。

### ②認知症地域推進員の配置

認知症の人への効果的な支援では、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成することが重要であることから、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置しています。

### ③認知症ケアパスの作成と普及

認知症が疑われる場合に、本人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と普及を検討していきます。

#### ④認知症サポーターの養成と活動の促進

認知症になっても、周囲の人の理解や協力があれば、地域においてその人らしい生活を続けることが可能です。

認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人やその家族を温かい目で見守ることのできる認知症サポーターの養成を推進し、地域ぐるみで見守る体制づくりを進めます。

今後は、認知症サポーターの組織化により、チームオレンジコーディネーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」（認知症サポーター活動促進事業）を令和7年度までに整備できるよう育成について検討していきます。

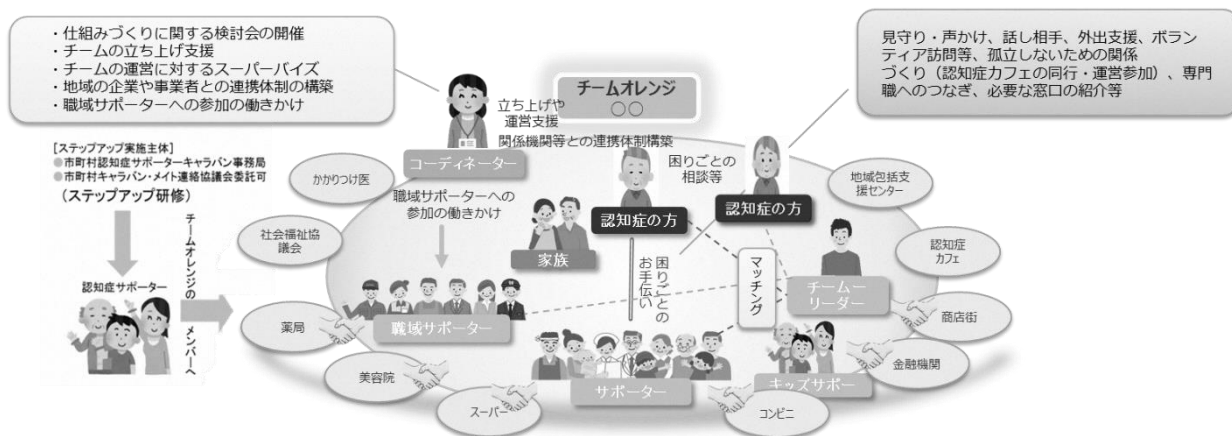
本町においては、役場職員がキャラバン・メイトとなり、継続的に認知症サポーターを養成できる体制を確保していきます。

#### ■認知症サポーター・キャラバンメイト数

| 区分           | 平成21～令和2年度 |
|--------------|------------|
| サポーター（人）     | 580        |
| キャラバン・メイト（人） | 13         |

出典：市町村別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数（令和2年9月30日現在）

#### ○チームオレンジのイメージ



出典：厚労省「認知症施策推進大綱等」資料より



## (8)生活支援体制の整備

介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るためのものです。

アクティブシニアなどが主体となって生活支援サービスの提供者となり、地域の支え合いを構築していくことが求められています。生活支援サービスの充実に向けて、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、また、地域の状況を把握し課題解決を図るため、幅広い領域の参加者からなる協議体の設置を推進しながら、生活支援サービスを提供できる環境づくりを継続していきます。

### ①生活支援コーディネーターの設置

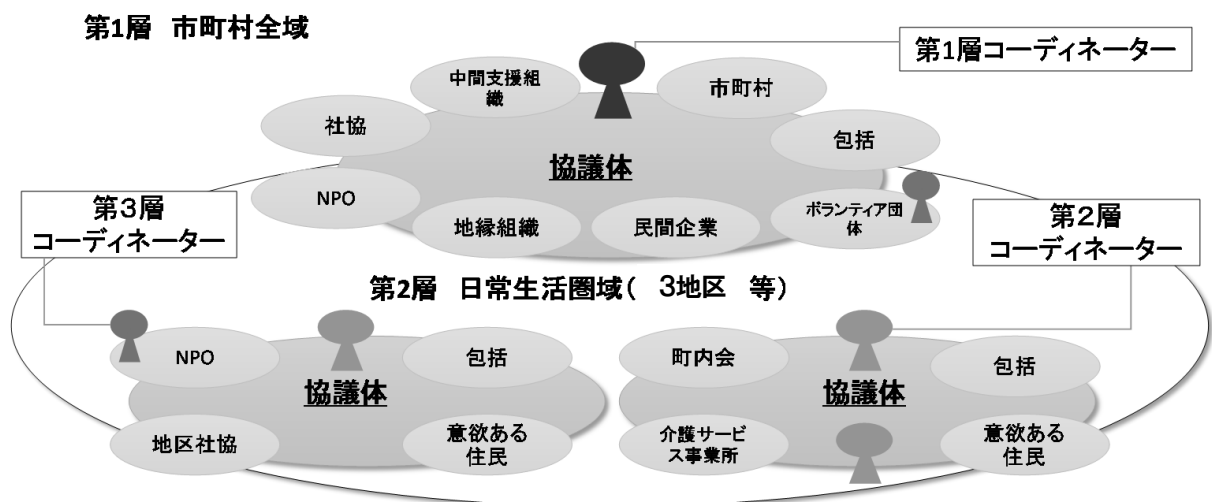
ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置しています。

### ②生活支援体制整備協議体の設置

生活支援体制整備協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体が参画し、情報共有及び連携強化を図るためのネットワークとして定期的な協議を行うものです。町全体レベルの課題を扱う第1層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体があります。

本町では、地域ケア会議構成員による協議を町全体レベルの課題を扱う第1層協議体と位置付けています。今後、日常生活圏域3地区における第2層協議体の設置ができる環境づくりに努めます。

《生活支援コーディネーターの配置と協議体のイメージ》



## (9)災害や新感染症対策への備えについて

災害と新型コロナウイルス大規模発生時の対応については、別海町地域防災計画と別海町新型コロナウイルス等対策行動計画に沿って、高齢者の生活を支える施策に取り組みます。また、災害の発生を完全に防ぐことが難しい現状を踏まえて、事業者や一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行い、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。

### ○災害への対策

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組みます。また、国や北海道、近隣市町村とも連携しながら実施していきます。さらに、災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上に努めるように促していきます。

ア 避難行動要支援者避難支援プランに基づき、各地域・地区において事業に関する説明を行い、普及啓発に努め、より広範囲で避難行動要支援者への支援体制の整備を図ります。また、介護事業者等と連携を進め、支援体制の整備を推進します。

イ 福祉避難所（高齢者）施設の拡充に取り組んでいくとともに、協定施設と連携して訓練や検討会等を実施するなど、災害時の実効性を高める取り組みを進めます。また、多様化する自然災害に備えるため、今後の福祉避難所の開設時期や必要となる備蓄物資・器材の選定や確保の方法等を検討します。

ウ 民生委員、社会福祉協議会、保健福祉サービス事業者等と連携し、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を図ります。

### ○新感染症の大規模発生時の対応について

別海町新型コロナウイルス等対策行動計画に沿って、高齢者等が、新型コロナウイルス感染症を含む新感染症等に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切な対人距離の確保など「3密」を避ける行動や、マスクの着用、手洗いと手指消毒、大声での会話の自粛などを働きかけるとともに、大規模発生時には、北海道や近隣市町村、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に最大限努めながら、正しい知識の啓発を進めます。また、高齢者福祉施設等の運営事業者へ継続に向けた取り組みを支援しながら、事業の継続を図ります。

ア 事業者や一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。また、新感染症等の健康危機の発生時に備え、関係機関（医療・警察・消防等）との定例的な協議を行い、連携・協力体制を確保します。また、介護事業者へ事業継続への備えについて、啓発をしていきます。

イ 新感染症等の健康危機の発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への健康危機に関する正確な情報提供や相談できる体制の整備を図ります。また、生活の維持に向けて、社会福祉施設等の運営維持や、支援を必要とする高齢者等への適切な対応等を関係団体等と連携し、速やかに進めます。

## 4. 基本目標4 介護サービスの充実

---

### (1) 居宅サービスの充実

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、適切な居宅サービスの充実に向けて事業者の参入を促し、各種サービスの必要量を確保していきます。

### (2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、高齢者が要介護（支援）状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、地域の特性に応じて実施する多様で柔軟なサービスです。今後の要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえながら、サービス基盤の整備に関して適切な対応を行います。

### (3) 施設サービスの充実

施設サービスは24時間介護を必要とするなど自宅での生活が困難な要介護者を対象としており、利用者にとって需要の高いサービスです。

本町における令和元年度の「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」サービス受給者数は月平均で約136人となっています。

施設サービス供給量の確保や補完的なサービスが提供できるよう、施設サービス実施体制の継続に努めていきます。

## **(4)地域支援事業の充実**

「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成される地域支援事業は、高齢者が要介護状態となることを予防し、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活が継続できるよう、保険者である町が主体となり地域の実情に合わせて実施するものです。

また、アクティブシニアが、生活支援サービスの主体となって、地域の支え合いに参加できるよう環境づくりも継続していきます。

さらに、本町には、現在介護サービス等が展開されていない地域も存在することから、小地域でのサービス提供も視野に入れ、適切なサービス供給量の確保に努めるとともにサービス内容の充実にも努めていきます。

## **(5)介護サービスの質的向上と業務の効率化**

### **①人材の養成・研修体制の充実**

地域ケアに携わる様々な人々が、その役割を十分に担うことが可能になるよう、人材の育成と体制整備を図ります。また、介護職員を充足するため、介護職員初任者研修を継続して実施します。さらに、北海道が実施予定の研修などへの参加を促して、質の向上にも努めていきます。

### **②施設サービスの質的向上と業務の効率化**

施設サービスでは、個室・ユニットケアなど新たな取り組みや身体拘束禁止の趣旨の徹底などを通じて処遇環境の改善を図るとともに、高齢者が心豊かな暮らしができる生活環境の整備を図ります。

さらに、利用者などの意見を反映するなど、介護サービスの質の向上を図りながら、介護現場の効率化を進めるためにロボットやICTの活用なども進めることで、業務の質の向上と効率化にも取り組んでいきます。

### **③介護相談員事業の充実**

介護相談員が施設等を訪問し、直接利用者又はその家族の相談に応じ、サービスの現状を把握するとともに、利用者と施設等の橋渡しを行い、利用者の疑問や不安、不満の解消を図っています。今後も事業の質的向上に努めていきます。

#### ④相談・苦情対応体制の充実

地域包括支援センター、民生委員、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）など、身近なところで、気軽に相談できる体制の充実と強化を図ります。

高齢者へのアンケートでは、家族や友人・知人以外の相談相手として「そのような人はいない」33.3%で最も多く、次いで「地域包括支援センター・役場」25.2%、「医師・歯科医師・看護師」20.1%、「社会福祉協議会・民生委員」17.2%となっていました。あらゆる相談の最初の窓口である地域包括支援センターについては更なる周知を図ります。

また、介護サービスを安心して利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、町役場、地域包括支援センター、介護保険施設の窓口などで苦情相談にも対応していきます。

#### ⑤サービス利用者への情報提供の推進

介護を必要とする高齢者及びその家族の相談に応じるため、適切な情報を提供するとともに情報の入手が困難な高齢者には民生委員の協力を得て、地域包括支援センターで個別訪問するなど、情報提供に努めます。

また、保健福祉情報に関するホームページの充実や情報提供を今後も図ります。

### (6)介護給付適正化事業（任意事業）

令和7年を見据え、さらに令和22年も見据え、中長期的な視点を持ちつつ、持続的な介護保険事業運営を図るために、介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図り、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

国では介護給付適正化の主要5事業として、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知を設定しています。

#### ①要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検するものです。

| 目標・計画値    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 要介護認定の適正化 | 全件の確認 |       |       |

#### ②ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、点検及び支援を行います。

また、その計画内容が被保険者の生活に合わせた内容で自立及び維持を目的とした内容となり、被保険者及び家族、各サービス事業所、関係機関と連携が取れたケアプランとなっているか点検を継続していきます。

| 目標・計画値   | 令和3年度          | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----------------|-------|-------|
| ケアプランの点検 | ケアマネジャー1名につき1件 |       |       |

### ③住宅改修等の点検

住宅改修については、利用者の状態に応じた、必要な改修なのかを点検し適正化を図ります。施工前に事前申請を受けて、申請書類等により審査し、施工後は介護支援専門員による確認書、写真等により確認します。事前申請の書類のみでは利用者の状態に則した自立支援に資する改修か判断できない場合や、疑義が生じた場合は工事施工前に利用者宅の訪問調査を実施し確認を行います。

| 目標・計画値   | 令和3年度         | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|---------------|-------|-------|
| 住宅改修等の点検 | 申請された全件において実施 |       |       |

### ④縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検は、複数月の介護給付費明細書について、算定回数やサービス間、事業所間等における給付の整合性を点検するものです。

国保連合会に業務委託し、介護報酬支払情報の縦覧点検や医療保険情報との突合による点検を実施します。誤請求・重複請求等が発見された場合は速やかに確認し過誤修正を指導し、適正な請求を推進し、介護給付の適正化に努めていきます。

| 目標・計画値        | 令和3年度         | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|---------------|-------|-------|
| 縦覧点検・医療情報との突合 | 国保連合会に業務委託し実施 |       |       |

### ⑤介護給付費通知

本人（家族を含む）に対して、介護給付費の給付状況等について通知します。

併せて、適切な内容でサービスが提供され、被保険者及び家族が内容を理解・納得した上で、サービス提供されているか検証を継続していきます。

| 目標・計画値  | 令和3年度             | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------------------|-------|-------|
| 介護給付費通知 | 介護保険サービス利用者に対して通知 |       |       |

## 第 5 章 介護保険事業計画

---





## 第5章 介護保険事業計画

介護保険サービスについては、令和7年、さらに令和22年も見据えた中長期的な視点を持ちつつ、持続的な事業運営ができるように効率的に事業を進めるとともに、公平で質の高いサービスを提供できるよう取り組みます。

その前提となる本計画期間中のサービス利用見込み量は以下のとおりです。推計は、国が示した地域包括ケア「見える化」システムを用い、町の実績・実情を勘案して行っています。

### 1. 居宅サービス

#### (1) 訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプ)

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けた支援を行うものです。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をを行います。平成30年度から介護予防訪問介護は、総合事業に移行しています。

|      |     | 前計画実績   |         |         | 本計画見込み  |         |         | 長期      |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      |     | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和7年度   |
| 予防給付 | 回/月 |         |         |         |         |         |         |         |
|      | 人/月 |         |         |         |         |         |         |         |
| 介護給付 | 回/月 | 1,344.3 | 1,226.7 | 1,737.7 | 1,765.9 | 1,857.1 | 1,797.8 | 1,936.2 |
|      | 人/月 | 79      | 81      | 86      | 84      | 88      | 88      | 92      |

#### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 回/月 | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
|      | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 介護給付 | 回/月 | 27     | 19    | 11    | 11.4   | 17.1  | 11.4  | 11.4  |
|      | 人/月 | 4      | 3     | 3     | 4      | 5     | 3     | 4     |

### (3)訪問看護・介護予防訪問看護

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 回/月 | 18.8   | 10.7  | 4.2   | 4.8    | 4.8   | 4.8   | 6.0   |
|      | 人/月 | 4      | 4     | 2     | 4      | 4     | 4     | 5     |
| 介護給付 | 回/月 | 60.3   | 44.0  | 102.0 | 61.7   | 65.9  | 65.9  | 61.4  |
|      | 人/月 | 13     | 11    | 10    | 13     | 14    | 14    | 13    |

### (4)訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づいて作業療法士や理学療法士が自宅を訪問して、普段の生活に必要なリハビリテーションを提供するサービスを行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 回/月 | 5.8    | 27.5  | 15.3  | 16.3   | 16.3  | 16.3  | 16.3  |
|      | 人/月 | 1      | 4     | 3     | 3      | 3     | 3     | 3     |
| 介護給付 | 回/月 | 20.9   | 41.5  | 67.5  | 82.2   | 82.2  | 82.2  | 82.2  |
|      | 人/月 | 3      | 6     | 9     | 12     | 12    | 12    | 12    |

### (5)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 2      | 1     | 1     | 1      | 1     | 1     | 1     |
| 介護給付 | 人/月 | 6      | 8     | 8     | 8      | 9     | 9     | 10    |

## (6)通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。平成30年度から介護予防通所介護は総合事業に移行しています。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み  |         |         | 長期      |
|------|-----|--------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和7年度   |
| 予防給付 | 人/月 |        |       |       |         |         |         |         |
| 介護給付 | 回/月 | 944    | 895   | 1,059 | 1,125.8 | 1,151.5 | 1,175.3 | 1,247.7 |
|      | 人/月 | 128    | 130   | 129   | 135     | 137     | 140     | 148     |

※介護予防については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

※平成28年度から、定員18名以下の通所介護は地域密着型通所介護に移行しています。

## (7)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

また、リハビリに集中することを目的とした短時間の通所リハビリテーションの提供を一部の地域限定となりますが実施します。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 14     | 18    | 18    | 20     | 21    | 21    | 22    |
| 介護給付 | 回/月 | 276.5  | 255.2 | 242.5 | 239.1  | 239.1 | 239.1 | 244.2 |
|      | 人/月 | 52     | 47    | 44    | 46     | 46    | 46    | 47    |

※介護予防については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

## (8)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 回/月 | 15.4   | 11.9  | 0.0   | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
|      | 人/月 | 2      | 2     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 介護給付 | 回/月 | 243.8  | 216.2 | 212.9 | 262.1  | 262.1 | 261.8 | 280.6 |
|      | 人/月 | 29     | 28    | 23    | 29     | 29    | 29    | 31    |

### (9)短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 回/月 | 6.3    | 1.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
|      | 人/月 | 1      | 0     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 介護給付 | 回/月 | 91.8   | 81.3  | 67.3  | 104.8  | 104.8 | 104.8 | 123.1 |
|      | 人/月 | 14     | 12    | 8     | 14     | 14    | 14    | 15    |

### (10)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助杖・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活を助ける用具を貸与します。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 92     | 104   | 105   | 105    | 109   | 109   | 112   |
| 介護給付 | 人/月 | 160    | 147   | 157   | 157    | 160   | 157   | 164   |

### (11)特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、腰掛便座や入浴補助用具、特殊寝台などの特定福祉用具購入費の一部を支給するサービスです。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 2      | 2     | 2     | 2      | 2     | 2     | 2     |
| 介護給付 | 人/月 | 3      | 3     | 4     | 3      | 3     | 3     | 3     |

## (12)住宅改修

利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部を支給するサービスです。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 1      | 2     | 2     | 2      | 2     | 2     | 2     |
| 介護給付 | 人/月 | 2      | 2     | 2     | 3      | 3     | 3     | 4     |

## (13)特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 1      | 2     | 2     | 2      | 2     | 2     | 2     |
| 介護給付 | 人/月 | 15     | 15    | 18    | 19     | 20    | 21    | 25    |

## (14)居宅介護支援・介護予防支援

在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡・調整や介護保険施設への紹介等を行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 103    | 114   | 114   | 117    | 122   | 122   | 126   |
| 介護給付 | 人/月 | 258    | 249   | 251   | 257    | 259   | 260   | 270   |

## 2. 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24時間365日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。

今回の計画期間中での利用は見込んでいません。

### (2) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。

今回の計画期間中での利用は見込んでいません。

### (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。

今回の計画期間中での利用は見込んでいません。

### (4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行い、在宅生活の継続を支援します。現在1施設のサービス提供ですが、第8期では新たに1施設で事業を開始します。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 介護給付 | 人/月 | 5      | 13    | 17    | 20     | 22    | 36    | 40    |

### (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。安定状態にある認知症高齢者等が共同生活をしながら、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 予防給付 | 人/月 | 0      | 0     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 介護給付 | 人/月 | 53     | 54    | 54    | 54     | 54    | 54    | 54    |

## (6)地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを行うものです。

今回の計画期間中での利用は見込んでいません。

## (7)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護給付 | 人/月 | —      | —     | —     | 0      | 0     | 19    | 19    |

## (8)看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービスです。

今回の計画期間中での利用は見込んでいません。

## (9)地域密着型通所介護

平成28年4月から開始した、通所介護の内利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が提供するサービスについて、日常生活圏域に密着したサービスとして市町村が指定・監督する地域密着型サービスに移行したものです。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護給付 | 回/月 | 475.4  | 460.3 | 580.8 | 511.4  | 518.6 | 522.6 | 550.2 |
|      | 人/月 | 49     | 48    | 64    | 62     | 62    | 63    | 66    |

### 3. 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護給付 | 人/月 | 91     | 93    | 94    | 91     | 91    | 91    | 91    |

#### (2) 介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護給付 | 人/月 | 43     | 41    | 37    | 41     | 41    | 41    | 43    |

#### (3) 介護療養型医療施設

療養型病床群等を持つ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。平成30年3月までに、今後新設される介護医療院などの介護施設等に転換し制度は廃止されることとなっていました。廃止の期限は令和6年まで延長されました。介護医療院へは、令和3年度から移行を予定しています。

|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護給付 | 人/月 | 3      | 2     | 0     | 0      | 0     | 0     |       |

#### (4) 介護医療院

長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です。令和3年度から介護療養型医療施設が移行して実施を見込んでいます。

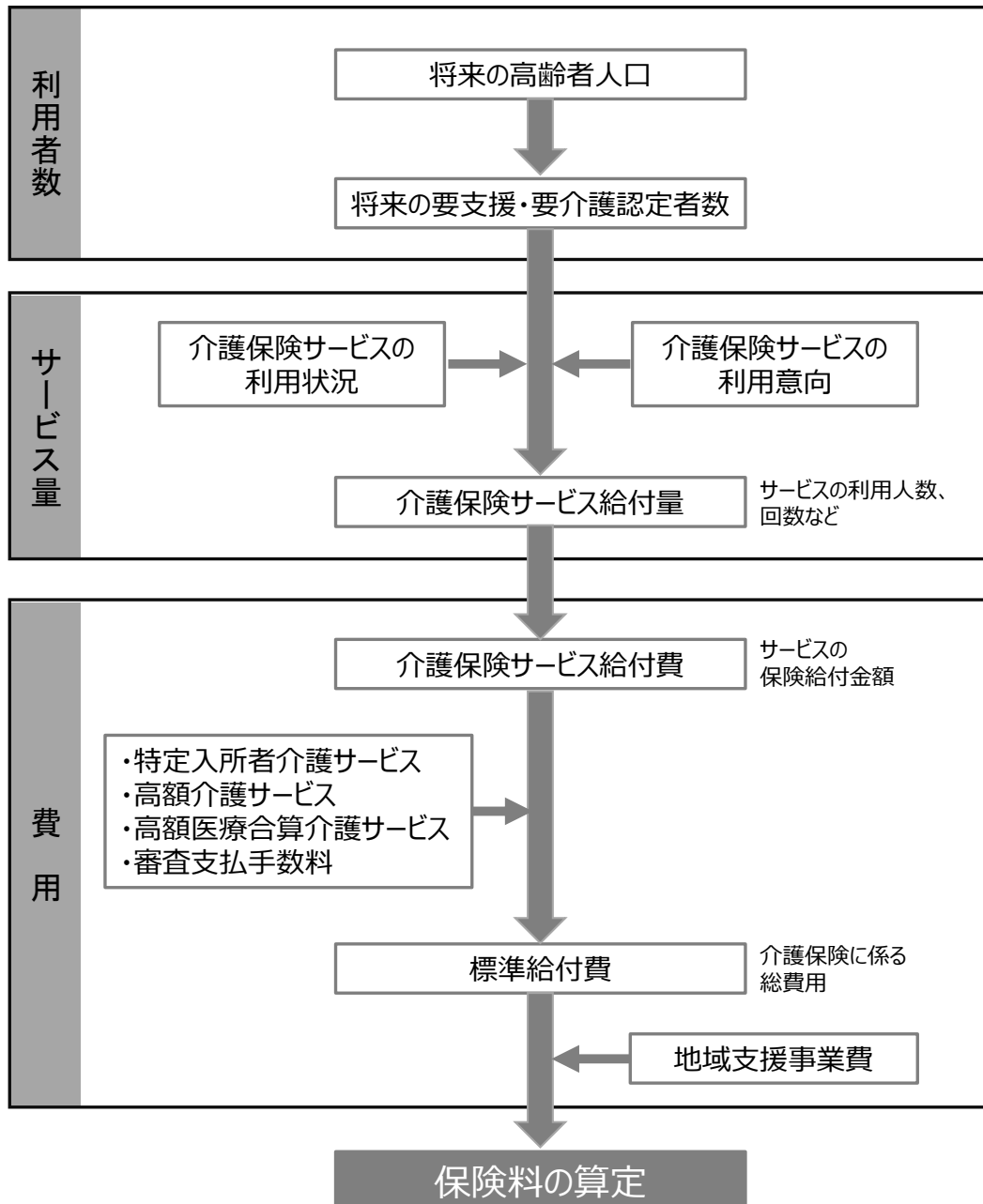
|      |     | 前計画実績  |       |       | 本計画見込み |       |       | 長期    |
|------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|      |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 |
| 介護給付 | 人/月 | —      | —     | 2     | 3      | 3     | 3     | 3     |



## 4. 介護保険給付費の推計

### (1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計をもとに、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量（利用見込み量）を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。



## (2)介護予防サービス給付費

単位：千円

| サービス種類                |                  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----------------------|------------------|--------|--------|--------|
| (1) 介護予防サービス          | 介護予防訪問入浴介護       | 0      | 0      | 0      |
|                       | 介護予防訪問看護         | 683    | 683    | 683    |
|                       | 介護予防訪問リハビリテーション  | 586    | 586    | 586    |
|                       | 介護予防居宅療養管理指導     | 75     | 75     | 75     |
|                       | 介護予防通所リハビリテーション  | 7,927  | 8,404  | 8,404  |
|                       | 介護予防短期入所生活介護     | 0      | 0      | 0      |
|                       | 介護予防短期入所療養介護     | 0      | 0      | 0      |
|                       | 介護予防福祉用具貸与       | 6,045  | 6,274  | 6,274  |
|                       | 介護予防特定福祉用具購入費    | 457    | 457    | 457    |
|                       | 介護予防住宅改修費        | 2,573  | 2,573  | 2,573  |
|                       | 介護予防特定施設入居者生活介護  | 2,287  | 2,288  | 2,288  |
|                       | 小計               | 20,633 | 21,340 | 21,340 |
| (2) 地域密着型<br>介護予防サービス | 介護予防認知症対応型通所介護   | 0      | 0      | 0      |
|                       | 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 0      | 0      | 0      |
|                       | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0      | 0      | 0      |
|                       | 小計               | 0      | 0      | 0      |
| (3) 介護予防支援            |                  | 6,190  | 6,459  | 6,459  |
| 合計                    |                  | 26,823 | 27,799 | 27,799 |

### (3)介護サービス給付費

単位：千円

| サービス種類               |              | 令和3年度   | 令和4年度     | 令和5年度   |
|----------------------|--------------|---------|-----------|---------|
| (1)<br>居宅サービス        | 訪問介護         | 62,252  | 65,261    | 63,115  |
|                      | 訪問入浴介護       | 1,796   | 2,695     | 1,797   |
|                      | 訪問看護         | 5,912   | 6,435     | 6,435   |
|                      | 訪問リハビリテーション  | 2,924   | 2,926     | 2,926   |
|                      | 居宅療養管理指導     | 1,154   | 1,139     | 1,139   |
|                      | 通所介護         | 82,304  | 83,676    | 85,738  |
|                      | 通所リハビリテーション  | 19,821  | 19,832    | 19,832  |
|                      | 短期入所生活介護     | 23,130  | 23,143    | 22,894  |
|                      | 短期入所療養介護     | 10,592  | 10,598    | 10,598  |
|                      | 福祉用具貸与       | 18,440  | 18,890    | 18,092  |
|                      | 特定福祉用具購入費    | 1,011   | 1,011     | 1,011   |
|                      | 住宅改修費        | 2,869   | 2,869     | 2,869   |
|                      | 特定施設入居者生活介護  | 38,959  | 40,689    | 42,778  |
|                      | 小計           | 271,164 | 279,164   | 279,224 |
| (2)<br>地域密着型<br>サービス | 小規模多機能型居宅介護  | 35,175  | 36,487    | 60,702  |
|                      | 認知症対応型共同生活介護 | 168,031 | 168,124   | 168,124 |
|                      | 地域密着型通所介護    | 50,894  | 52,018    | 52,071  |
|                      | 小計           | 254,100 | 256,629   | 280,897 |
| (3)<br>施設サービス        | 介護老人福祉施設     | 279,692 | 279,847   | 279,847 |
|                      | 介護老人保健施設     | 99,780  | 99,835    | 99,835  |
|                      | 介護医療院        | 15,895  | 15,903    | 15,903  |
|                      | 介護療養型医療施設    | 0       | 0         | 0       |
|                      | 小計           | 395,367 | 395,585   | 395,585 |
| (4) 居宅介護支援           | 47,161       | 47,639  | 47,505    |         |
| 合計                   | 967,792      | 979,017 | 1,003,211 |         |

#### (4)保険給付費等の見込み

令和3年度から令和5年度までの、3年間の介護給付費及び介護予防給付費をまとめると、約30億3千2百万円となります。

標準給付費の3年間の合計は約33億2百万円となり、地域支援事業費の3年間の合計は約2億1百万円と合わせた給付費総計は、3年間で約35億3百万円となります。

単位：千円

|                                             | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 第8期<br>合計 |
|---------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付費関係                                       |           |           |           |           |
| 介護給付 ①                                      | 967,792   | 979,017   | 1,003,211 | 2,950,020 |
| 予防給付 ②                                      | 26,823    | 27,799    | 27,799    | 82,421    |
| 総給付費 ③ = ① + ②                              | 994,615   | 1,006,816 | 1,031,010 | 3,032,441 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 ④                          | 63,268    | 64,900    | 65,806    | 193,974   |
| 補足給付の見直しに伴う財政影響額 ④'                         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 特定入所者介護サービス費等給付額<br>(資産等勘案調整後) ④'' = ④ - ④' | 63,268    | 64,900    | 65,806    | 193,974   |
| 高額介護サービス等給付費 ⑤                              | 20,366    | 20,891    | 21,183    | 62,439    |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑥                         | 3,500     | 3,500     | 3,500     | 10,500    |
| 保険給付費 ⑦ = ③ + ④'' + ⑤ + ⑥                   | 1,081,749 | 1,096,107 | 1,121,499 | 3,299,354 |
| 審査支払手数料 ⑧                                   | 876       | 899       | 911       | 2,686     |
| 標準給付費 ⑨ = ⑦ + ⑧                             | 1,082,625 | 1,097,005 | 1,122,410 | 3,302,040 |
| 地域支援事業費 ⑩                                   | 66,155    | 67,155    | 68,155    | 201,465   |
| 標準給付費と地域支援事業費の合計<br>= ⑨ + ⑩                 | 1,148,780 | 1,164,160 | 1,190,565 | 3,503,505 |

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

※「補足給付の見直しに伴う財政影響額 ④'」は、第8期においては国が見直しを予定していないため「0」となります。

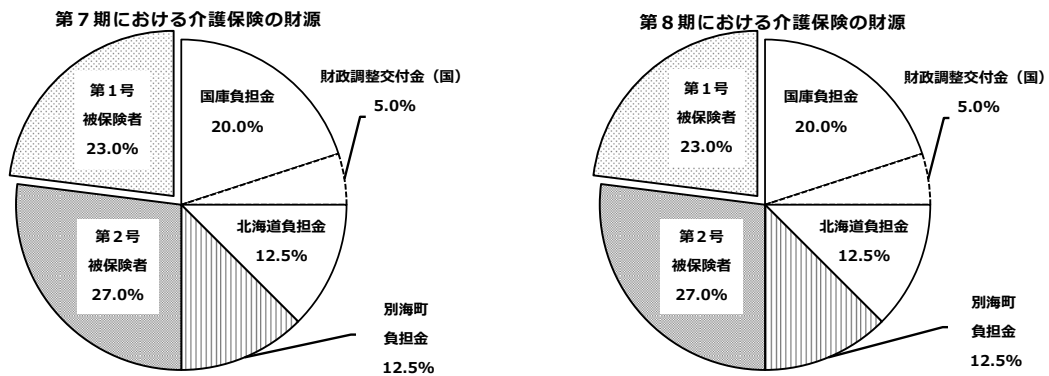
## (5)介護給付等に係る事業費と、地域支援事業費の財源構成

### ①介護給付等に係る事業費の財源構成

介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国（25%、調整交付金5%含む）・道（12.5%）・町（12.5%）の負担金で賄われます。

第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期では17%でしたが、第2期18%、第3期19%、第4期20%、第5期21%、第6期22%、第7期23%と推移し、第8期も23%となります。

#### ▼ 介護給付等に係る事業費

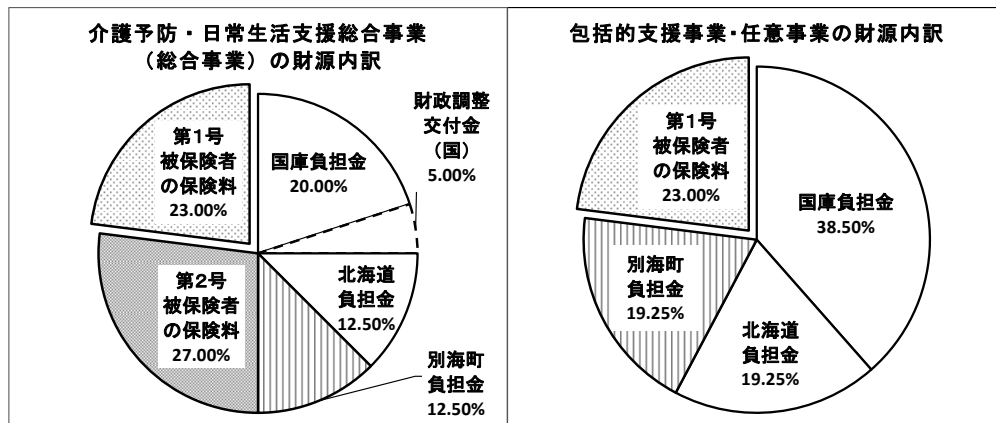


### ②地域支援事業の財源構成

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）、介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国・道・町による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・道・町による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

#### ▼ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業） ▼ 地域支援事業（総合事業以外）



## (6)所得段階別被保険者数の推計(第1号被保険者)

第7期計画期間の所得段階別の加入者割合を参考に、第8期計画期間における所得段階別の第1号被保険者数を推計しました。令和2年度における各段階人数の割合に推計人口を乗じて見込んでいます。

単位：人

| 所得段階 | 対象者                                                                              | 第1号被保険者全体に対する構成比 | 所得段階別第1号被保険者数 |      |      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------|------|------|
|      |                                                                                  |                  | 令和3年          | 令和4年 | 令和5年 |
| 第1段階 | ○生活保護受給者<br>○世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者<br>○世帯全員が住民税非課税で「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方 | 18.0%            | 757           | 764  | 767  |
| 第2段階 | ○世帯全員が住民税非課税で「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を越え120万円以下の方                               | 7.1%             | 298           | 300  | 303  |
| 第3段階 | ○世帯全員が住民税非課税で「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える方                                     | 5.3%             | 224           | 225  | 227  |
| 第4段階 | ○住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方                              | 14.8%            | 624           | 628  | 633  |
| 第5段階 | ○住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える方                             | 9.4%             | 397           | 400  | 403  |
| 第6段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が120万円未満の方                                                   | 15.5%            | 651           | 656  | 661  |
| 第7段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方                                            | 12.0%            | 503           | 507  | 510  |
| 第8段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方                                            | 6.8%             | 287           | 289  | 291  |
| 第9段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が320万円以上の方                                                   | 11.0%            | 464           | 468  | 472  |

※「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入に係る雑所得を除いた額。

※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

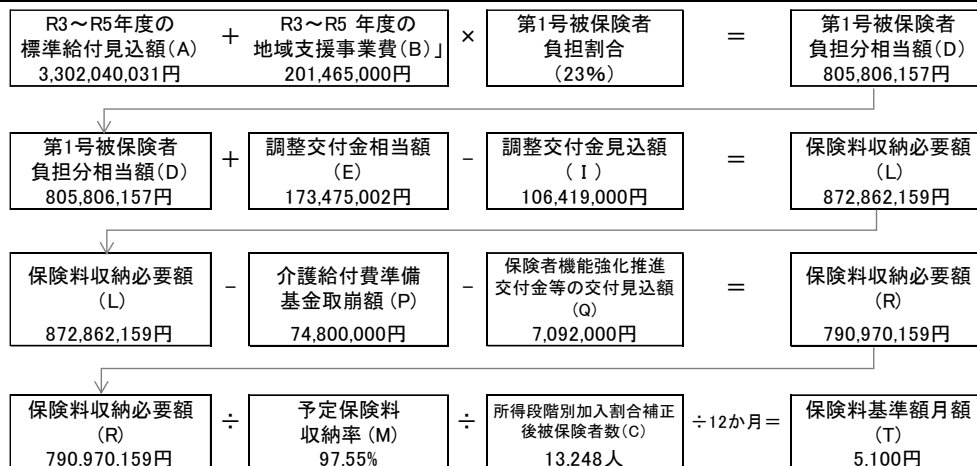
※第1号被保険者全体に対する構成比は令和3年の数値。

## (7)第1号被保険者の保険料推計

|                       | 令和3年度          | 令和4年度          | 令和5年度          | 合計             |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総給付費                  | 994,615,000円   | 1,006,816,000円 | 1,031,010,000円 | 3,032,441,000円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額      | 63,268,195円    | 64,899,753円    | 65,806,174円    | 193,974,122円   |
| 高額介護サービス費等給付額         | 20,365,689円    | 20,890,879円    | 21,182,651円    | 62,439,219円    |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額     | 3,500,000円     | 3,500,000円     | 3,500,000円     | 10,500,000円    |
| 審査支払手数料               | 876,015円       | 898,569円       | 911,106円       | 2,685,690円     |
| 標準給付費見込額 (A)          | 1,082,624,899円 | 1,082,624,899円 | 1,097,005,201円 | 3,302,040,031円 |
| 地域支援事業費 (B)           | 66,155,000円    | 66,155,000円    | 67,155,000円    | 201,465,000円   |
| 第1号被保険者数              | 4,199人         | 4,204人         | 4,211人         | 12,614人        |
| 前期 (65～74歳)           | 2,231人         | 2,199人         | 2,144人         | 6,574人         |
| 後期 (75歳～84歳)          | 1,205人         | 1,252人         | 1,319人         | 3,776人         |
| 後期 (85歳～)             | 763人           | 753人           | 748人           | 2,264人         |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C) | 4,383人         | 4,416人         | 4,449人         | 13,248人        |
| 第1号被保険者負担分相当額 (D)     | 264,219,377円   | 267,756,846円   | 273,829,934円   | 805,806,157円   |
| 調整交付金相当額 (E)          | 56,872,245円    | 57,641,260円    | 58,961,497円    | 173,475,002円   |
| 調整交付金見込交付割合 (H)       | 3.61%          | 3.02%          | 2.59%          |                |
| 後期高齢者加入割合補正係数 (F)     | 1.0172         | 1.0423         | 1.0596         |                |
| 所得段階別加入割合補正係数 (G)     | 1.0423         | 1.0421         | 1.0426         |                |
| 調整交付金見込額 (I)          | 41,062,000円    | 34,815,000円    | 30,542,000円    | 106,419,000円   |
| 財政安定化基金拠出率            | 0.00%          | 0.00%          | 0.00%          | —              |
| 財政安定化基金拠出金見込額 (J)     | 0円             | 0円             | 0円             | 0円             |
| 保険料収納必要額 (L)          | —              | —              | —              | 872,862,159円   |
| 予定保険料収納率 (M)          | —              | —              | —              | 97.55%         |
| 保険料基準年額 (N)           | —              | —              | —              | 67,540円        |
| 保険料基準月額 (O)           | —              | —              | —              | 5,628円         |

※介護給付費準備基金取崩、交付金見込額 (令和2年3月31日現在の基金残高見込み136,073,293円)

|                         |   |   |   |              |
|-------------------------|---|---|---|--------------|
| 介護給付費準備基金取崩額 (P)        | — | — | — | 74,800,000円  |
| 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (Q) | — | — | — | 7,092,000円   |
| 保険料収納必要額 (R)            | — | — | — | 790,970,159円 |
| 予定保険料収納率 (M)            | — | — | — | 97.55%       |
| 保険料基準年額 (S)             | — | — | — | 61,203円      |
| 保険料基準月額 (T)             | — | — | — | 5,100円       |



## (8)第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

前述の第8期の標準給付費見込額を、第1号被保険者が負担すべき割合(23.0%)、後期高齢者の割合、所得段階別の第1号被保険者の割合等で補正した額が、第8期の「保険料収納必要額」となります。

介護保険料の設定では、この「保険料収納必要額」を所得段階別の第1号被保険者数で除した額が、保険料基準額となります。

これにより算出された月額保険料基準額は、5,100円(第7期の4,900円より増額)となり、年額では61,200円(第7期の58,800円より増額)になります。

本町では、高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加及びそれに伴う介護(予防)給付費の増額に対応するため、第8期に保険料の改定を行いました。

今後も、高齢化率の上昇等による標準給付費の増加は見込まれますが、第8期においては介護給付費準備基金の適切な取崩しにより保険料の上昇を抑制し、負担の軽減に努めています。併せて、保険者機能の強化などを通じて持続可能な介護保険事業への取り組みを今後も推進していきます。

| 所得段階 | 所得等の条件                                                                           | 保険料率         | 保険料年額<br>(月額)        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------|
| 第1段階 | ○生活保護受給者<br>○世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者<br>○世帯全員が住民税非課税で「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の方 | 基準額<br>×0.50 | 30,600円<br>(2,550円)  |
| 第2段階 | ○世帯全員が住民税非課税で「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を越え120万円以下の方                               | 基準額<br>×0.75 | 45,900円<br>(3,825円)  |
| 第3段階 | ○世帯全員が住民税非課税で「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が120万円を超える方                                     | 基準額<br>×0.75 | 45,900円<br>(3,825円)  |
| 第4段階 | ○住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の方                              | 基準額<br>×0.90 | 55,000円<br>(4,590円)  |
| 第5段階 | ○住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超える方                             | 基準額          | 61,200円<br>(5,100円)  |
| 第6段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が120万円未満の方                                                   | 基準額<br>×1.20 | 73,400円<br>(6,120円)  |
| 第7段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方                                            | 基準額<br>×1.30 | 79,500円<br>(6,630円)  |
| 第8段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方                                            | 基準額<br>×1.50 | 91,800円<br>(7,650円)  |
| 第9段階 | ○本人が住民税課税者で、「合計所得金額」が320万円以上の方                                                   | 基準額<br>×1.70 | 104,000円<br>(8,670円) |

※「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入に係る雑所得を除いた額。

※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

※保険料は端数の調整を行っています。

※第1段階から第3段階の方は公費による負担軽減が図られます。



## 第 6 章 計画の推進に向けて

---



# 第6章 計画の推進に向けて

## 1. 町民・地域・行政等の連携

---

高齢者福祉の取り組みを推進する上では、地域住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。本計画の実施状況等に係る情報は町民にわかりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、町民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

## 2. 町民意識の啓発と地域福祉の推進

---

高齢者が社会の進展に寄与してきたことを次代に受け継いでいくという意識、高齢者を取り巻く問題は誰でもいずれは直面するものであるという意識が広がるよう啓発を図ります。

また、子ども達が福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域共生社会の構築に繋がるような広報・周知を目指します。

## 3. 推進体制の整備

---

高齢者福祉に関する施策は様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、庁内連携のもと、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価・再調整などの継続的な取り組みを行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・道の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

## 4. 地域包括支援センターの運営

---

地域包括支援センターの包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公平性、人材確保が図られるようにするため、運営協議会を設置し体制を整備していきます。介護保険サービス事業者、関係団体、利用者、被保険者等の代表者で構成され、以下を担います。

- ◆地域包括支援センターの運営に関すること
- ◆センター職員の確保に関すること
- ◆その他の地域包括ケアに関すること

## 5. 令和7年度の予測

本計画は令和3～5年度を対象としていますが、第6期以後の介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳になる令和7年度までの中長期的な視野に立って作成するものとされています。

本計画の最終年度である令和5年度と令和7年度の介護給付費等推計を比較すると、合計の費用は約39,380千円の増加が見込まれます。その場合、令和7年度の保険料の基準額（月額）は6,220円程度まで上昇する可能性があります。

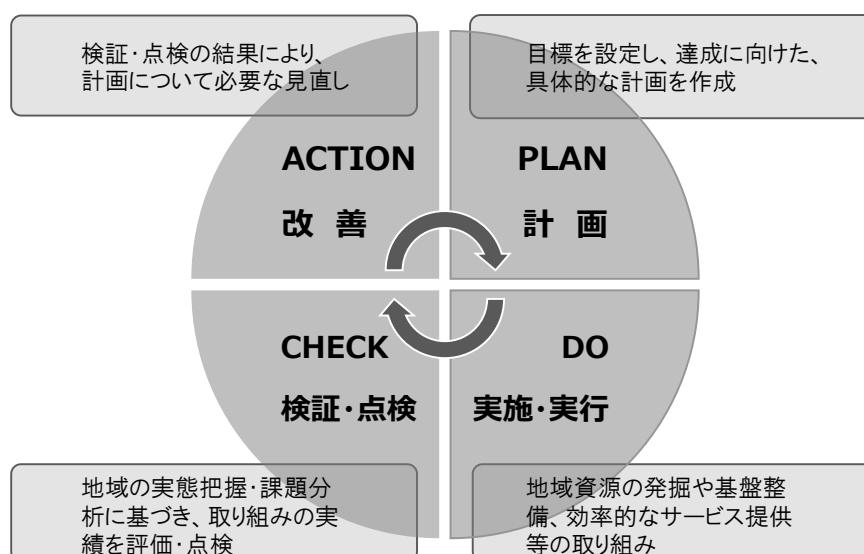
単位：千円

|               | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和7年度     |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 介護給付費         | 967,792   | 979,017   | 1,003,211 | 1,041,085 |
| 介護予防給付費       | 26,823    | 27,799    | 27,799    | 28,609    |
| 特定入所者介護サービス費等 | 63,268    | 64,900    | 65,806    | 67,982    |
| 高額介護サービス費等    | 20,366    | 20,891    | 21,183    | 21,883    |
| 高額医療合算サービス費等  | 3,500     | 3,500     | 3,500     | 3,500     |
| 算定対象審査支払手数料   | 876       | 899       | 911       | 941       |
| 地域支援事業費       | 66,155    | 67,155    | 68,155    | 65,945    |
| 合計            | 1,148,780 | 1,164,160 | 1,190,565 | 1,229,944 |

## 6. PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

### ▼ PDCAサイクルのプロセスのイメージ



# 資料編

---



# 資料編

## 1. 別海町介護保険事業計画等策定委員会条例

○別海町介護保険事業計画等策定委員会条例

平成26年9月12日別海町条例第30号

別海町介護保険事業計画等策定委員会条例

別海町介護保険事業計画等策定委員条例（平成17年別海町条例第4号）の全部を次のように改正する。

（設置）

**第1条** 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく別海町介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく別海町高齢者保健福祉計画の策定並びにこれらの計画に関する事業等の円滑な実施について検討を行うにあたって、広く町民各層の意見を反映させるため、別海町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会という。」）を設置する。

（組織）

**第2条** 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険被保険者

（委員の任期）

**第3条** 委員の任期は、3年とする。

（所掌事項）

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び審議する。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定に関すること。

（委員長及び副委員長）

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

**第7条** 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年別海村条例第43号）に定めるところによる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、福祉部介護支援課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている委員の任期は、なお従前の例による。



## 2. 別海町介護保険事業計画等策定委員

任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日

| 委嘱区分         | 氏名     | 役職等                 |
|--------------|--------|---------------------|
| (1) 保健医療関係者  | 木村 江里  | 歯科医師                |
|              | 畠澤 みどり | 別海町民保健センター主幹<br>保健師 |
| (2) 福祉関係者    | 佐藤 芳枝  | 別海町民生委員・児童委員        |
|              | 片野 康彦  | 別海町社会福祉協議会事務局主幹     |
| (3) 学識経験者    | 保田 千恵子 | 人権擁護委員              |
|              | 北島 妙美  | 野付漁協女性部副部長          |
| (4) 介護保険被保険者 | 大和田 智子 | 第2号被保険者             |
|              | 今西 英雄  | 第1号被保険者             |
|              | 竹崎 仁美  | 第2号被保険者             |
|              | 日吉 千香子 | 第2号被保険者             |

### 3. 策定経過

| 期 日                 | 内 容                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年<br>2月28日～3月24日 | 介護保険事業計画等策定委員の公募                                                                                                                                                                                   |
| 令和2年4月1日            | 別海町介護保険事業計画等策定委員の委嘱                                                                                                                                                                                |
| 令和2年8月21日           | 第1回別海町介護保険事業計画等策定委員会議<br>(1) 別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画概要について<br>(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査内容について<br>(3) その他<br>・令和元年度介護保険事業実績報告及び令和2年度介護保険事業進捗状況について<br>・令和2年度東圏域(尾岱沼地区)地域密着型サービス事業に係る公募状況について |
| 令和2年<br>9月4日～9月25日  | 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」実施                                                                                                                                                                   |
| 令和2年11月30日          | 第2回別海町介護保険事業計画等策定委員会議<br>(1) 別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査の分析結果について<br>(2) 別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画骨子案について<br>(3) 令和元年度介護保険事業実績報告について                                                       |
| 令和2年12月23日          | 第3回別海町介護保険事業計画等策定委員会議<br>(1) 別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画素案について                                                                                                                                       |
| 令和3年<br>1月27日～2月26日 | パブリックコメント実施                                                                                                                                                                                        |
| 令和3年3月18日           | 第4回別海町介護保険事業計画等策定委員会議<br>(1) 別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に係るパブリックコメントの結果について<br>(2) 別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(策定案)について                                                                              |

**別海町高齢者保健福祉計画及び  
第8期介護保険事業計画**

令和3年3月

発行：別海町

編集：別海町役場 福祉部介護支援課

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280 番地

T E L 0153-75-2111 (代)

F A X 0153-75-2773